

第八十二回 参議院文教委員会會議録第三号

昭和五十二年十一月一日(火曜日)

午後一時七分開会

委員の異動

十月二十七日

宮之原貞光君

吉田 正雄君

十月二十八日

吉田 正雄君

吉田 正雄君

補欠選任

吉田 正雄君

補欠選任

宮之原貞光君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員以外の議員

発議者

久保 巨君

吉田 実君

後藤 正夫君

世耕 政隆君

宮之原貞光君

小巻 敏雄君

山東 昭子君

内藤 啓三郎君

長谷川 信君

藤井 丙午君

二木 謙吾君

秋山 長造君

粕谷 照美君

勝又 武一君

柏原 ヤス君

白木 義一郎君

有田 一寿君

粕谷 照美君

久保 巨君

国務大臣

文部大臣

政府委員

文部大臣官房長

文部省初等中等

教育局長

文部省大学局長

文部省社会教育

局長

文部省体育局長

文化庁次長

常任委員会専門

事務局側

説明員

文部省初等中等

教育局財務課長

厚生省児童家庭

局母子福祉課長

自治省行政局公

務員部公務員第

二課長

海部 俊樹君

宮地 貫一君

諸沢 正道君

佐野文一郎君

望月哲太郎君

柳川 覺治君

吉久 勝美君

瀧 嘉衛君

古村 澄一君

川崎 幸雄君

坂 弘二君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○教育、文化及び学術に関する調査

(共通一次テスト問題に関する件)

(職業高校教育問題に関する件)

(学校給食問題に関する件)

(幼稚園、保育所一元化問題に関する件)

(学校災害保障問題に関する件)

(教職員の週休二日制問題に関する件)

(教科書無償問題に関する件)

(幼児教育に関する件)

(学習指導要領の改定問題に関する件)

(同和教育に関する件)

○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(久保巨君外六名発議)

○青少年の麻薬・覚せい剤等乱用防止に関する決議の件

○委員長(吉田実君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

○委員の異動に伴い、理事が一名欠員になっておりますので、ただいまからその補欠選任を行います。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

○委員長(吉田実君) 御異議がないと認めます。それでは、理事に宮之原貞光君を指名いたします。

○委員長(吉田実君) 次に、教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

○長谷川信君 まず最初にお尋ねをいたしたいのは、昭和五十四年から実施をせんといたしてあります新しい試験制度についてであります。

御案内のとおり、リクルートセンターというんですか、大学試験相談所ですか、あそこに大変な数の父兄、学生が電話あるいははじかに本人が行って、いろいろ照会をしたり聞いたり、心配をしているようにありますが、若干一部新聞に出てお

ますが、その辺の要項、あるいは今後の見直し、推移、まあ文部省の要項が出ておりますが、まだなかなか周知徹底をしておられない向きもありませんし、若干、一般の受験者、父兄等々いろいろ心配をしている向きもありますので、それらの経過、推移、見直し等についてまずお尋ねをいたしておきたいと思っております。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、文部省では、去る六月の末日に昭和五十四年度以降における大学入学者選抜実施要項を定めまして、これを各大学と関係機関に通知をいたしております。

それから、大学入試センターの方で、この通知を受けまして、共通第一次学力試験の実施に関する大綱というものを定めまして、七月二日に、これもまた大学初め関係機関に通知をいたしております。これらの通知によりまして、昭和五十四年度以降の国立大学の共通第一次学力試験を取り入れた新しい入学者選抜の方法につきましては、共通一次学力試験の実施教科・科目であるとか、あるいは実技検査、面接、小論文の取り扱いであるとか、あるいは募集、出願、受付、選抜等の日程であるとか、あるいは推薦入学等の特別の選抜方法の取り扱いであるとか、そういったものは大綱はすでに定められたところでございます。これについては文部省とそれから大学入試センターと双方で全国で説明会を実施をいたしまして周知徹底をこまめに夏から秋にかけて図ったところでございます。

一方、各国公立大学は文部省の通知に基づきまして、こまめに七月末日までにそれぞれ五十四年度の入学者選抜に関する事項のうち基本的な事項、つまり各大学のいわゆる第二次の試験の教科・科目であるとか、あるいは実技、面接、小論文の取り扱い、推薦入学等の取り扱い、あるいはいわゆる二段階選抜の取り扱い、そういったも

のを定めましてこれを決定公表をしたわけでございます。

で、今後の日程といたしましては、来年の六月末日までで大学入試センターの方で五十四年度の共通第一次学力試験の細目を定めます。これは、いわゆる第一次の学力試験を二日にわたって行いますが、その二日にわたる時間割りのような細かい点であるとか、あるいは実施の方法、試験場、検定料、そういった細かい点につきまして実施要項を決定、公表をいたします。また各国立あるいは公立の大学の方は、同じく五十四年度の入学選抜にしまして来年の七月末日まででそれ特色であるとか入学定員、さらには第二次の学力検査の実施の教科・科目あるいは選抜方法、そういった基本的な事項につきまして入学選抜に関する要項を決定して公表いたします。これはいわゆる学校案内とも申すことができるようなもので、これによって受験生がどのような大学に志望するのかということも十分に考えることができるような、そういった配慮をしたものを公表するわけでございます。

で、さらに十一月の三十日までで各大学は、今度は具体的な募集の人員であるとかあるいは出願期日、第二次の学力試験の実施の期日あるいは試験場、検定料といった必要な事項を定めた入学選抜に関する細目を決定、公表いたします。これがいよいよ募集要項に相当するものでございませう。そういった過程を定めて五十四年度の入試というものが具体的に定められ、決定されていくわけでございます。

○長谷川信君 まあ新聞その他若干伝えられておるわけですが、伝えられておるところによりますと、第一次試験で大体五科目のテストをやる、第二次に三科目をやる、まあやるとは書いてあるのかないのか、そういうようなことが書いてあります。で、そのほかに当然各大学施行のテストがあるわけでありまして、文部省が意図されております学歴偏重の打破、大学間の格

差の是正、それから各大学における特色ある教育の充実等の具体的な施策が一層推進されなければならぬということが、大学の試験はやる、五科目をやつて第二次で三科目をやつて、それから作文、面接その他ずっとやりますと、果たしてこれが文部省の意図されておる学力の、何といひますか、偏重打破、格差の是正、試験の簡素化、その種のものにいつなるかどうか、いろいろ議論が出ておるようであります。新聞その他にも、これはどうも余り試験の簡素化につながらないような方法だと思つておる論議も一、二の新聞に出ておるくらいでありますので、若干いろいろ国民の中にもいろいろ疑問というか、投げかけておるようでありまして、その辺若干御説明をいただきたいと思つておる。

○政府委員(佐野文一郎君) 共通第一次の学力試験におきましては御指摘のように、五教科六ないし七科目が出題をされるわけでございます。これは高等学校における一般的、基礎的な学習の達成度をチェックしようという趣旨のものでございませうから、この五教科というの高等学校におけるいわゆる共通必修の科目でございます。この科目の数をさらに減らした方がいいのではないかと、御指摘もあるわけでございますが、逆に、この共通必修である五教科というものを減らすということは高等学校における学習というものに逆の影響を及ぼすおそれがあるのではないかと、この点があるわけでございます。そういふことから、共通必修の科目については五教科六ないし七科目を実施をする、ただし職業高校の生徒のように、高等学校の段階で普通高校の生徒と必ずしも同じでない勉強の仕方をする部分がございます。こういった点は、英語であるとかあるいは理科であるとか、そういった点については科目の上で十分に配慮をするということにいたしております。

そういふ一般的な、基礎的な学習の達成度を第一次試験でチェックをするということとあわせて、第二次試験では、それぞれの大学が受験生が選んだ学部・学科の特性に応じまして、その学

部・学科に進学をする生徒の適性あるいは能力と、そのものを調べようということで、各高等学校におけるいわゆる選択科目の段階でのチェックが行われるわけでございます。これについては御指摘のようになります、生徒の負担が過重になってはいけないということ、共通一次と二次とを合わせて適切な選抜をしようということの趣旨から国立大学協会の方でもガイドラインを定めて、できるだけ科目数はしぼるようという指導をしたわけでございます。ことしの七月末に各大学が発表をした状況を見ますと、もちろんまだ科目数の多いところはございますけれども、全体としては平均二・九科目というようになっております。現在が文科系で七ないし八、理科系で八ないし九科目を課しておりますので、その点からすれば各大学の二次試験の内容は改善されていると見ておると思つておる。

また、共通一次を利用することとあわせて、従来は余り行われておらなかった面接を導入したものが三十三大学ございます。これは現行六大学でございますから五倍にふえています、あるいは小論文を課するものも現行六大学のものが四十八大学にふえるというふうな状況にございます。なお二次試験の内容については改善をしなければならぬ点がございませうが、そういった点は実施の経験と重ねながらさらに改善していくように、国大協とともに私も各国立大学あるいは公立大学に対して検討を求めているところでございます。

○長谷川信君 余り簡素化されておらないじゃないかというふうな批判も出ておるわけでありませうが、これはあれですか、諸外国の例、たとえばアメリカ、ヨーロッパ、私もいろいろいろいろお聞きするところによりますと、ヨーロッパは大体共通試験だけでやっていると、アメリカは第一次だけで二次がないというふうなことを聞いておるわけでありませうが、別に外国との比較とか、いいとか悪いとかという議論はございませうが、いまお話しがございました文部省の案でありますと、諸外国と比べてもやはりかなり複雑であり、複雑であり、

むずかしい試験制度であるというふうな見方がやはり出ると思つておるんですが、ほかの国との何といひますか、文部省で御調査なされた若干のほかの国の例、あるいはその他おわかりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、イギリスあるいはフランス、西ドイツにおきましては共通の入学試験が実施をされておるわけでございます。そして、その国によつては実施をされた共通入試のうちの特定の科目、大学の指定する特定の科目を試験でとつて、その成績を大学に提示をするというふうな形で行われておるのがあります。アメリカの場合も、やはり行われておる共通入試のうち大学の指定するものを受験をし、その成績を大学に提示をするというふうな形で行われておると思つておる。

わが国の場合ももちろん共通一次を大学の入学資格試験として、それに従つて選抜を行った方がいゝのではないかと、御議論はあつたわけでございますが、従来長い間検討を重ねた結果、やはり一般的な基礎的な到達度をチェックをする共通一次と、それから各大学の特性に沿つた選抜をする二次試験とを組み合わせて総合的な選抜をする、さらにそれに調査書であるとか、あるいは面接等を加えて全体的な総合的な判断のもとに入学者の選抜をする方がいゝということにまで取り進められてきておるものでございませう。

将来の方向として、共通一次というものをしっかりと充実をして、各大学が二次試験を実施をしないで、共通一次の科目の特定のものを指定して受験生に受験をさせて、その成績で判断をするようにしたかどうかという御意見があることは、従来の検討の過程でも承知をしておるわけでございますが、いづれにしても、これからの入学試験制度の改善というのは、現在の共通一次を前提とした改革の考え方というものを、実際に実施をし、その経験を積み重ねていく中で、いわば国民的な合意を背景としてさらに改善が図られていくべきものではないかと思つておる。

なお、今回の場合でも共通一次だけで大学の方では二次の学科試験を実施しないとする大学も四十一大学に上っているわけでございます。そういった方向も出てきていますことでもございまして、さらに改善の努力を重ねてまいりたいと存じます。

○長谷川信君 お話のように、いま発表されました要項がやっぱり私もそれほど完璧なものだとは思っておりませんが、まあお話しがよろしく、これから改善を重ねていただいて、やはり学生それから父兄、国民の合意を得られるような試験制度というものをできるだけ早くひとつ確立をしていただきたいということを御要望申し上げます。

それからこれも新聞の伝えるところでございますが、十二月二十二日か三日ころこの実施をいたしたいというふうなことが取りざたされておられ、なお、それを繰り下げするというのも事務的に検討されておるといふふうなことを承っておりますが、この辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(佐野文一郎君) 共通第一次学力試験の実施期日につきましては、先ほどお答えを申し上げました入学者選抜実施要項と大学入試センターの定められた大綱によりまして、十二月二十日から二十八日までの間の土曜日と日曜日ということになっております。で、五十四年度の場合であれば、十二月の二十三、二十四の両日に第一次の学力試験を行うことになっていっているわけでございます。これは決定するまでにいろいろと議論があったわけでございますが、四十五万人以上の受験生がある、それを一括して処理をしなければならぬというむずかしさがあるというところ、あるいは四月からの大学の授業開始を支障なく実施できるようにしなければならぬというふうなこと、あるいは私立大学の入学者決定に国立大学の入試のスケジュールが与える影響、そういったものを考えまして、第二次試験の実施期日を三月三日、現在の一期校の試験の期日というふうな定

めまして、それから逆算をして、大学入試センターにおける技術的な処理の期間であるとか、あるいは追試験であるとか、各大学に対する成績通知の期間であるとか、あるいは雪の非常に降る地帯における雪害の問題であるとか、そういった点を考慮をいたしまして、初年度実施の万全を期するということも趣旨で十二月の末にいたしましたのでございませう。しかし、この点につきましては当時からもうございましていたけれども、現時点におきまして高等学校側から非常に強い繰り下げの要請がございまして、

これをもし繰り下げるといたしますと、いま申しましたような経緯で十二月の末日は決まっておりますので、全体として第二次試験の実施期日と、それから各大学における合格者の発表の期日を繰り下げませんと円滑には繰り下げができませんということになります。これを繰り下げるということになりまして、国立大学のみならず私立大学の入学者決定にも少なからず影響をすることがあるわけでございます。もう、また雪の心配もあるわけでございます。そういった点があるわけではございますが、やはり共通入試を大学側、高等学校側あるいは受験生、父兄、そういった方々のできるだけ御要望を入れて、全体の合意の中で事を取り進めていきたいということをお考えから考えておることとございまして、いま申しましたような入試期日の繰り下げを含めてスケジュール全体の繰り下げが果たして可能であるのかどうか、その可能性の検討に入りたいということでございます。この点については先般の入試改善会議での御了解も得られましたので、国立大学協会の方でまず入試期日の全体的な繰り下げが可能かどうかの検討を進めていただくことにいたしておりますし、またそれとあわせて私学の関係団体の方にもその御協力が得られるかどうかの折衝に入らなければならぬと考えております。

いずれにいたしましても現時点で私どもが考えておりますのは、そういった意味での全体の実施のスケジュールの繰り下げが可能であるかどうか

か、その可能性の検討を進めたいということでございます。

○長谷川信君 そのいまの繰り下げ、繰り上げでございますが、いつころまでに大体その結論が出るということになりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) いまの時点ではいつまでということには非常に申し上げにくいわけでございます。ただ、事柄としてはもちろん先ほど申しましたような経緯で来年度までかかって入試の全体のスケジュールは最終的に細目まで決まっております。これは最終的に細目まで決まっております。ポイントの一つである共通入試の実施時期でございますから、受験生のこととも考えましてできるだけ早く決めたというふうなことを考えております。

○長谷川信君 それから公立の場合の御説明、公立というか、国立の場合の御説明、公立というか、私立は文部省がどのようなわけに試験に對しての行政指導をこれからおやりになる考え方がありませうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 共通入試は事の性質上、国公私立を通じて実施されて初めて十分な成果を上げるものだというふうなことを考えておりますし、またそういう趣旨で私立大学側にもかねて共通入試への参加ができないかどうかについて文部省の方からも私大側の検討を要請しているところとございまして、私立大学関係団体の中には積極的に加盟の各大学に対して、共通入試に参加する意思があるかどうか等についてアンケート調査を実施するということを含めて積極的な検討に入っているところもございまして、あるいはたとえば私立医科大学協会のように、ある限られた分野ではございませうけれども、全体として共通入試への参加というものに積極的に取り組むという姿勢を示されているところもございまして、もちろん全体の私学の足並みがそろって一斉に参加をするというふうな形になるかどうかにつきましては、これはかなりむずかしい状況があるわけでございます。大学側にそれぞれの事情がございまして、私

立大学の方でももちろん大学の関係団体の御意向を尊重しながらはございませうけれども、参加をしてくださる私学があるならば、それをわれわれは受け入れることができるように大学入試センターの方にも対応方の検討を求めているところでございまして、

○長谷川信君 まあ何といいますが、これからの話でございますが、どのくらい私立大学がこの共通テストに同調、協力をしてくれているものなんでしょうか、たとえば百校あったとしたら何%とか、どんなものでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) いまの時点では具体的にどのくらいの大学あるいはどのくらいのパーセントの大学ということは私の方で申し上げることができないだけの資料を持ち合わせておりません。先ほど申し上げましたように、私大の中で医科大学協会の方で積極的な御検討が行われているということと、それから、私学団体の中でも私立大学連盟の関係の大学の中で積極的な検討が行われているという程度以上には申し上げかねるわけでございます。

○長谷川信君 それから、若干心配をされておられる事柄でございますが、いろいろな大きな受験業者といたしまして、いろいろなそれにとつたところのいろいろな本を出しているところか、テストのペーパーを出しているところか、敏感でありますので、まあそれはそれとして、共通試験になりますと、いままでの五十倍も百倍も印刷をされ、配付をされ、いろいろ過程があるわけですから、いままでも試験が漏洩したとかいろいろなことが問題になったことがあったわけでありまして、これはどうマンモスの試験をやったからかなり危険度が高いと思っておりますが、その辺御見解を承っております。○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、問題の印刷あるいは問題の保管、輸送、そういった点を含めて入試の問題の漏洩というふうなことが生じないように万全の配慮をする必要があるわけでございます。

印刷につきましては、従来からほとんどの国立大学の入試問題を初め各種の試験問題の印刷を行っております大蔵省の印刷局で試験問題の印刷は行うこととし、これについてはかねてから印刷局の方と打ち合わせをいたしまして、試験問題印刷上の諸問題について協議をし、万全な準備を進めているところでございます。で、印刷された試験問題は、一定の場所に警備員なり、あるいは機器というものを十分に整備をいたしまして、完全な警備体制のもとに保管をいたします。そして、試験実施の際の大学への輸送につきましては、これは実施後の答案の返還とともに、いわば日本銀行券の輸送に準じた体制のもとで輸送をするように計画が行われ、準備が行われているわけでございます。また、試験問題は一種類ではなくて教種類を準備をしておきまして、そして、あらかじめこの問題を使うというのを決めていたものではなくて、秘密保持の万全を期すために試験実施の直前に使う問題を定めるというふうな、そういう配慮もして、入試の漏洩が生じないように大学入試センターの方と協力をして努力をしております。ところでございます。

○長谷川信君 ちょうど試験の時期が豪雪というか、融雪というか、災害時期でございますが、東北、北陸、私どものところも含めて、毎年あのころになると汽車がとまった、電車がとまったというところで試験トラブルも若干出ておりますが、全国共通試験になりますと、その種のものやっぱりかなり心配をされると思うんですが、その辺の配慮について若干……

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、雪の問題は非常に私も心配をいたしております。実際を調べてみても、やはり二十センチ以上の積雪が集中をいたしますのは一月、二月でございます。そういう意味で十二月の末日というものを試験の実施期に選んだ経緯もあるわけでございますが、先ほど申しましたような形で、もし繰り下げをするならば一月に入るといふことになりまして、その場合に雪の問題も十分に考慮

をしてどこまで繰り下げることが可能であり、また合理的であるかということを検討しなければならぬと思っておりますが、少なくとも積雪の状況を考えますと、繰り下げるにしても一月の中旬ごろまでではないかというのが従来から議論をされてるわけでございます。

○長谷川信君 まあ、大体説明を承ったわけですが、なかなかこの試験制度というのは完璧さというか、完全なものをつくるというのは大変至難なことであるというのを理解もできるわけでありまして、この間いろいろ若干、教育関係の皆さんと懇談会の際に、大体諸外国というか、これはまあ共産圏も含めてですね、ヨーロッパ、アメリカ、あるいは共産圏も含めて、大学試験制度というものは大体おむねというか、ほとんど入るときに簡単で出るときがむずかしいというものが世界各国の通例であるというふうなことをお聞きもし、私もたまに回って見ましても、回った範囲におきましては、大体ほとんどの国が、入るときはまあまあそれほどなくて、出るときはもうえらい締めつけをやって、三年だか四年間の間もうそれこそ一生懸命勉強して、それが一つの教育の過程であり、実績であり、成績であるというやり方をやっている国が非常に多いわけでありまして、日本もかつて物理学校というのがございます。ほくらのときもあつたのでありますが、あの学校はやっぱり若い者にかなり魅力があつたと思つて、私もあつたところ中学ですかね、いろいろあつたんですが、いまの日本の教育制度あるいは試験制度というものをいろいろな角度で検討した場合は、いま局長さんから御説明がただけでしたように、新しいものをつくつた、新しい方法でつくつたとして、なかなかこれは一つのいまの枠の中で考えている範囲で新しい発想、新しい考え方、新しい教育の方向ということになると、いろいろ議論もあり、また問題もあるところでありますが、これはあれですか、いますぐよその国の例をどんでん入れるということもいいか悪いかわかりませんが、若干幾つかその種の学校もつくつて

みて、そして、入るときはまあそれほどでなくとも入れるが、少なくとも四年間やっぱりまじめに一生懸命に真剣に勉強した子供がいい成績をとつて出る。それがやっぱり社会に出て——それらの教育、その過程あるいはその実績、成績がまた社会に出てそれが反映をするというふうなことも、これもやはり諸外国の例を徹しても意義のあることだと思つておられます。そうかといって、きょうあすすぐできる問題だとは思っておりませんが、まあしかし、長期の展望に立つて文部省がこの試験制度を考えた場合、究極するところそういう問題にやっぱりぶつかると思つておられます。その後で大臣のお考え方もまた承らせていただきたいというふうにお考えしております。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、諸外国の場合には特定の大学に志願者が集中するというふうな傾向がわが国ほど激しくないというところもありまして、入るのは比較的容易ではあるけれども、その後の学習指導は非常に厳格に行われているというのが一般的ではないかと思つておられます。わが国の場合も、基本的な考え方からすれば、入つてからの単位の認定、卒業の認定というものを安易に行つていいということではなくて、できるだけしっかりした学習指導を行い、厳重な単位認定を行つていかなるべきものでございます。そういうことで大学を従来から指導をしていられるわけでございます。また、国立大学の中でも相当数のものはそういう角度での対応を心がけておられます。

ただ、一般的にいわれる入るはやすく出るはかたしという形が大学のあり方というものを決めてしまふという事は、現在のわが国の高等教育機関の現状から申しても、あるいは途中でいわばドロップアウトする者に対する社会的な評価なり、あるいはそのドロップアウトした者の他の高等教育機関への移行の問題等についてわが国の現在の状況というものを考えますと、必ずしも容易でない問題点があるわけでございます。しかし、

方向として大学における教育のあり方というものをより厳しいものにしていかなければならぬという事は御指摘のとおりでございます。

ただ、現在の状況を申し上げますと、四十四年の四月に入學した者でストレートに卒業した者が七九・一％だったわけですが、四十七年の四月に入學した者について見ますとそれが七三・五％というように、最近ストレートで卒業する者が落ちてきておられます。これはいわゆる留年がふえてきたということでございます。その留年のふえる中には、もちろん教養の課程から専門の課程へ上がっていくときのチェックが厳しくして、そして留年をしていくというふうな例もございまして、中にも中にはそういうこととはかわりなしに大学になおとどまっているという者もあるわけでございます。こういった現在の状況というふうなものも考慮に入れながら大学の教育のあり方についてさらに検討をさせていただきますと存じます。

○長谷川信君 大臣にお伺いいたしますが、いまこの試験制度をずっといろいろ研究というか、考えたり勉強したりしていきますと、どうしてもやっぱりそこへぶつかるといふ感じがするんですよ。どうしてもある程度外国の例というか、その種のものがある程度取り入れないといふかぶつかつて何といひますか、問題があると思つては、なかなか急激な変化というのはいまの日本の国の中で、文部行政の中でそんなことはできないという事は私もよく承知をしておりますが、若干長期の展望に立つて考え、あるいは幾つかの——三つか四つくらいのものについてその種の——昔やっぱり一つか二つそういう学校ありましたよ、物理学校とか何かいろいろありましたが、幾つかテスト的なものも考えていたんで、何かその試験制度についての突破口をつくつていくと、突破口というか、新しい方向づけを模索しながら考えていくというふうなことも、文部行政の中の私はやっぱりいま大事な問題ではないかと思つていられるわけでございますが、大臣のお考えを……



で、やっぱり大学に入るには普通科に入らなきゃならぬと。で、普通科に入るには盛んにしりやたいたいで一生懸命いやな勉強もさせなきゃならぬというところにも相つながらるので、文部省がいいとか悪いとかという議論じゃございませんが、この辺で職業教育を、いま局長おっしゃいましたように、ばくら現場を回って見ても、やっぱり数字に出しておきますと抑え込まれていきますよね。社会風潮を直すのは、これはなかなか簡単でないでしょうが、英語ができるのも、そろばんができるのも、能力としたらどっちがとうととかとうとくなくとかという議論になるという言い方もあるでしょうが、何か英語ができなきゃもうダメだ、英語と数学ができなければ大学はいれないし、社会も受け付けてくれないというふうなそういう風潮を、やっぱり何か職業教育の面で若干崩しながら、是正しながら、直しながら文部省これお考えいただければ大変ありがたいと思っておるわけでありませう。

そういう面では、職業教育のいまの高校の、何とか、圧縮をされないように、まあできたらずし拡大をしていただくくらいのことをひとつお考えをいただきたい。再度ひとつ御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(海部俊樹君) 職業教育の重要性につきましては、これは先生御指摘のとおりでございます。たとえば今度の大学入試制度の改善につきましても、職業科からの大学の進学生には推薦入学の制度を取り入れて、なるべく普通高校へ進んでいなくても大学進学が道が広く開かれるように私も期待をし、願っておたわけでありませうが、大学の数として四十四校が推薦入学の制度を取り入れる、これは従来よりもふえるわけでありませう。また新構想でできております技術科の大学等も定員の五〇％は推薦で入学者を決めようということも決まっておりますわけでありませう。なるべくそういった職業高校を選んだ人の人生の選択の道というものが広がっていきませうように、今後も鋭意努力してまいりますし、職業高校

の数の問題については、これは今後とも十分に検討をさせていただきますと思っております。

○長谷川信君 今度給食関係でございますが、学校給食についてお尋ねをいたしたいと思っております。昨今米飯給食が実施をされておりますが、その現況、それからいまの問題もいろいろ議論されておるわけでありませうが、これからの見通し、推移、方向等について御説明をお願いいたします。

○政府委員(柳川覺治君) 昭和五十二年五月現在におきます米飯給食の実施状況でございますが、小学校、中学校、夜間高校、特殊学校平均いたしまして、学校で五八・三％の実施率、児童生徒数で見ますと五三・四％の実施率でございます。小学校では二万二千三百六十一校のうち一万二千四百八十五校、五五・八％の学校が実施いたしております。児童数で申しますと、一千万人のうち五百万ということで、五〇・三％の比率になってございます。それから中学校は六千六百三十二校のうち四千二百五十五校、六三・六％、生徒数では二百六十五万のうち百七十七万、六四・三％という比率でございます。それから夜間の高校につきましましては、五百三十二校中四百九十一校、九二・三％、生徒数では九万四千のうち七万四千、七九・一％、特殊学校につきましては四百二十校中二百五十七校、六一・二％、生徒数の方で四万八千のうち三万人、六四・一％というふうな実施状況でございます。米飯の学校給食への導入につきましましては、五十一年度から進めてまいりましたわけでございます。そして実施しておる学校が五十一年度は三三％でございましたが、五十二年、一年後には五八・三％というふうに順調な実施状態になっておる次第でございます。今後五十三年度に入八〇％の学校にこれを普及していき、五十六年度の初めには全部の学校に及ぶというふうなことで、施設・設備の整備その他の施策を推進してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○長谷川信君 この米飯給食を実施をして、私も余り勉強してないのであれですが、この評判と、それから子供の体位、体格にいろいろな影響とかあれはどのような形で出ておりますか、その辺ちょっと御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(柳川覺治君) それぞれ米飯の実施の態様が各学校によっていろいろの態様がございませうが、米飯給食は日本人の食事の形態としてきわめて素直な事柄でございますので、いま実施しておる学校におきましては、大変子供たちの評判はよいというふうに承っております。

それから栄養上の問題につきましては、正しい食習慣を身につける、特にその場合に、総合的な栄養の観点からのバランスのとれた給食ということでございますので、米につきましては、米それ自体が大変な栄養価のあるものでございませうが、一方若干お米の方がおいしいので、塩分のとり過ぎその他の問題があるということが一般に言われておりました。長くパンを基調にした学校給食でございましたが、十分その米を用いた場合の栄養のバランスについて配慮していくということ、この辺は栄養士の方々を中心にして、献立に工夫をするということを進めておりますので、特に栄養の上で米の導入について、どうしても栄養成分を確保することがむずかしいという問題はいまのところないようでございます。

ただ、学校給食では牛乳を飲ませるといことがやはり一つの大きな方針になっておりますので、その牛乳と米飯がうまくマッチしていきうようにならざることを工夫もそれなりに考えて進められておるといふように承っております。

食も当然に進めていただかなければならないと思っております。

そこで、ちょっと問題の時点が違うというか、方向が変わりますが、いま本当に米飯は、私も現場見たんですが、やっている人なかなか大変です。飯を炊いて、ふかして、茶わんに分けて、食べさせて、洗って、しまつて、まあパンの恐らく十倍もいろんな、十倍以上かかるから、あるいは十五倍も二十倍もいろんな手間がかかるからわからない。だからこういうことを考えられないでしょうかね、私も田舎の新潟弁で言うると在郷へ住んでおるわけでありませうが、田舎では日本の大半の純農村地帯がそうでしょうが、ほとんど朝、御飯を炊いているんです、おかあさんが。これは恐らく一〇〇％に近い形で、一〇〇％というのは大げさだからわかりませうが、少なくとも純農村地帯では八〇から九〇％は、百軒あったら八十軒から九十軒は朝毎日おかあさんが御飯を炊いていらっしゃるんです。それを梅干しの一つぐらいまで許されたとして、その副食物まで持ってくる何だかんだいろいろあるんでしょうが、せめて朝炊くんだからそれを弁当に詰めて、純農村地帯はそれぐらいのことができる。そういう希望が非常に強いんですね、回ってみると。朝毎日うまい米をうちで炊いているのに、学校へ行つてそれほどうまくない、炊き方も家庭よりうまくないし、米が何とない、炊き方も、そんなことで、それでPTAも後援会も金を取られる。毎朝炊いているんだもん、何でそれができないんですかと。言つて私も聞かれると、いやそれはちょっとわからぬよと言つて答えるよりしよがないんですが、そのくらのことはできませんか、それは。それは東京の真ん中にはいろいろ問題はあります。東京、大阪とか都会は問題がありますが、純農村地帯はこれはそう言われればためでありませうということ、私はどうもどうも言えないような感じでありませう、その辺。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘の、家庭から米飯を持参させるといふ問題でございますが、現に

米どころの地域等ではそれぞれ家庭にみずから生産されたお米がございまして、それを炊いて持参させておられるところが多いので、それを報告がきておりますところでは千九百校ほどの学校が持参で行っておられることとございまして、そのような純農村地域等においてはこの面のこととは今後ともそれなりの進展はあろうかというように考えておりますが、いま御指摘のとおり、これを一般的な課題として進めようということはなかなか、従来学校給食が同一のものを子供たちが先生と一緒に食事をしていく、その場に変な教育的な意義がある。また、それぞれものを配り合ったり、当番のこともございまして、そういうところになかなか通常の教育活動では得られない教育的な効果があるということも言われて、そのことが支持されて今日までわが国の学校給食が發展してきておりますので、それだけに、これを一般的な地域にまで及ぼすということはなかなか困難な問題があると考えておりますので、文部省としては自校炊飯の方式をとれるところはそのようにいたしますし、また委託炊飯で炊飯されたものが学校に届けられるという形のものがあればそれでもよろしい。また、アルファ化米等によって簡便な利用方法を進めていくというような形でいま米飯の普及を進めておるところでございます。

○長谷川信君 本日にさっき申し上げましたように、純農村地帯へ行くときと本日にそういう声が出るんですよ。いま御説明で若干やっていると、話でありまして、できたらその純農村地帯はそのようにしていただきたいと思っております。

それから、いま同じものを配って、同じものを食べて、同じものを教育上分けたら、運んだりするということも教育のとうり——それは私も理解できませんし、わかりません。わかりませんが、またそれと逆に、私もまた子供のころを考えると、みんないろいろなことを忘れましたけれども、母親がつくってくれたあの時の弁当がよかったなあなんてことを鮮明にいまでも頭に残っておりますね。いまの母親は、こんなことを言うかと御婦人にしか

られるかどうかかわかりませんが、お許しただきまして、うちの嫁さんなんかも、ほとんど乳を子供に飲ませませんね、いまの母親というのは。みんな何とか粉ミルクみたいなのを買ってきて、がぼがぼとやって子供に飲ましていまして、それで幼稚園に行ったら給食、小学校は給食、ずっと六年間給食だ。そうなりますと、それは給食のよさというのはいまも十二分に理解しているんですよ。理解はしておりますが、その反面、また親がつくったものをほとんど昔ほど食べる機会がなくなりました。もう弁当を持っていくというものは、ほとんど幼稚園から小学校終わるまで完全になんと言っていないから、いま、そうなる、親子断絶とか何だかんだいろいろ世間で言ってますが、その辺にも若干理由があるのじゃないかというふうな、たまに——たまにというか、母親のつくった弁当というのは、これはやっぱり記憶に残るし、心の何とかな、いろんな本当にしみじみこの年になっても忘れられず感じていますよ。その辺ね、いろいろ理解はできますが、若干ひとつお考えをいただいて、いろんなそういうことも併用というか、加味できるような——お母さん方に給食のとき手伝い来てくれなくて言っちゃいます。いま来ませんしね。昔のお母さんほど——私に昔の方がむしろいまより忙しかったんじゃないかと思っております。それはまあ私どもの子供のころの母親というのはなかなか忙しかった、朝から晩までコマネズミみたいに働いていた。だから、いまの人の方がむしろ時間的には大変余裕があると思っております。それで子供の飯をたまにくらいつくってくれた方が、学校教育もさることながら家庭教育の面でもかなりの効果があり、また子供もそれ本当に、口では言わないけれども望んでいまして、口では言わないけれども望んでいまして、それから高度の時点でいろいろ考えていただいて、いろんなものをひとつこれから御研究をいただきたいと思っております。時間がないうちでありますので端折ります、いまの御要望にとどめておきたいと思っております。

それから今度——小・中学校よろしゅうございませぬ。いまの学校の先生というのは非常に昔と違っているような繁雑な仕事が増えられておりました、校長先生、教頭さんあるいは一般の先生方も大変な仕事をさせられておられることは私も理解できますが、これはある県の統計であります、どっちかという会議の一番少ない九月の例なんです。九月は二十四日間出勤すべき日が日曜、祭日を除いてあつたんだそうでありませぬ。その中で小学校十カ校、中学校十カ校、無差別で抽出をしていただいで見たんですが、二十四日のうち十一日しか学校にいらつしやらない校長先生といまますか、四カ校。それから十四日、五日しか出でいらつしやらない先生方がやっぱ五、六人くらい。ほとんど三分の一しか出ない、あるいは半分しか出でおられない。中学は十カ校のうち十一日一人、十四日一人、十六日二人、十七日一人、二十日以上出でいらつしやらない方は四人しかおられない。これはまあ別にこれが悪いというのじゃないですよ。何もサボって出ないんでなくて、何とかの会議とかPTAの会議とか学校の用だとか、みんなちゃんとそれぞれ公の仕事で出でいらつしやる。それは十分理解できるんです。理解できますが、学校の校長先生というのは、本来ならば、できたら学校にいらつしやらないで、やっぱ子供とできるだけ時間を長く接触を、まあ接触というか、あれしていただくというのが父兄の願いであり、子供の願望であると思っております。だから、会議をそうかといつてやめてくれということにできないんでしようが、できるだけその研究の会だとかあるいは県庁へ行くとかいろんな場合もあるんでしようが、まあできるだけそれを何か別に何といまますか、あれしていただいて、幾ら何でも一カ月二十四日のうち十一日という、半分以上出でいらつしやらないから、この間私ある学校へ行つて小さい子供に、おまえのところの校長先生の名前はなんだと言つたら、五人に聞いたら三人知らなかった。私の子供のころは小学校一年生の、私は記憶ありますが、校長先生の名前はび

しつとやっぱりわかっていましたね。最近の子供はこの間ある学校へ行つて聞いたら五人のうち三人わからなかったですよ。わからないことがいいとか悪いとか議論もあるんでしようが、本来やっぱり学校の校長先生というのは学校に残つていたで子供とやつていただくということが、これが本来の使命であると思つておられるわけでありませぬ、これは一つの県の例で全国的にどうだかどうかわかりませぬ、あるいは大同小異や似たものだかわかりませぬ。これは教育上やっぱりいろいろ問題というか、考えなければならぬ問題だと思っております。文部省のお考えはどうですか。

○政府委員(諸沢正道君) 御指摘のようなことは私どもも耳にすることがあるわけでございます。学校の校長の仕事としましては、学校の管理、運営という面から学校内にとどまらず教育委員会との関係であるとか、その他関係機関との連絡折衝という仕事もございまして、外へ出ることもやむを得ないわけでありませぬ、御指摘のように、やはり校長としては学校の教育運営の面におきましても最高の責任者でございますから、できるだけ学校内において先生方を十分指導をし、適切な教育活動が行われるよう配慮する責任があるわけでございます。そういう意味で私どもは、この校長の職務あるいはそのあり方という点について、まあ法令的に言えばその職務が適正であるようにという観点からも、まあ種々の会議等を通じて指導をしておるところでありますし、また文部省が主宰しますところの校長その他管理職の研究集会等の際にも同じような指導をしておるわけでございます。そしてまた、実際校長が不在の場合には制度的には教頭がかわりをするわけでありませぬ、校長が不在なことによつて学校運営が適切に行われなくなるというようないふことがないようにするためにも、教頭の配置につきまして十分配慮をし、年々その教頭定数の増員というようないふこともやつておるわけでございます、そういうことを通じて、繰り返しますけれども、できるだけ

校長さんが学校におられるようにし、やむを得ない場合は教頭がかわって適切な運営ができるように指導をすると、こういう考え方で来ておられるわけでございます。

○長谷川信君 ちよーと見当外れのお話になるかわかりませんが、校長先生のいろんな会合、あれでしようかね、夏休みとか冬休みに行けるだけ集約をして、そういうことが許されるかどうかかわかりませんが、もし許されるものであれば、子供に余り影響のないようなときにできるだけそういういろんな会合をやっていたら、そういうような、まあ何と申しますか、これとやっぱりなかなだと思ふんですが、いま局長さんのお話のように、それはいろいろ検討いたしますという話でありますから結構であります、その辺いろいろ夏休み、冬休みも時間的には十分にあるわけですから、そういうときに時間の御利用もいただいて、できるだけ子供の時間を割かないようにひとつ御要望申し上げておきたいと思ふます。

それからちよーとローカルな問題で恐縮でございますが、豪雪地域で小・中学校、小学校はどうですかね、ちよーと一、二見たことがございまして、中学は寄宿舎をかなりつくっておりますが、この間も視察の際に一所所で見せていただいたんでありますが、非常にりっぱな寄宿舎ができております。入って見てこんなきれいなかなどむしろびっくりするくらい施設もいいし、建物もいいし、なかなか整理整頓もよくやっていますし、なかなかにきれいなもの、大変いいところは大変金がかかるといふことになるんで、まあこれも私のお尋ねがあるいは若干違うかも知れませんが、いろいろ私どもが現場で聞いている範囲では、これはほとんど市町村立でやっているんで、県もほとんど金を出してくれません。したがって、こんなりっぱなもの、こんな高いものをつくっておりますが、子供のためだからしょうがありませんけれども、何かこれはやっぱり——何も好きこのんで寄宿させている

のではなくて、本当に豪雪で道が途絶して通えないのでやむを得ずやっているとありますから、この種のものについては文部省はかなりできるだけ援助をしていただけないのかというふうな腹背をいろいろ受けているわけでございますが、聞きましたら、いや、少しは出ていますよというふうないろいろ御説明も若干聞いておるのであります、出ておってもそう大したことは出ていないと思ふんですが、この辺、これはやっぱり豪雪地域、僻地、山村の本当にたつての要望であり、お願いでありますので、もうちよーとめんどうを見ていただけないかというふうな感じがいたしておるわけでございます。

○政府委員(諸沢正道君) 確かに豪雪地域とか学校統合があつて通学距離が非常に遠くなつておるといふような場合に寄宿舎を設けておる県が何県かございます。それは制度上は小・中学校について寄宿舎というのはいまありませんから、予算上の措置として援助をしておるわけでございますが、具体的には、まずその舎監の先生の定数ですが、これは現在の五カ年計画ではそういう寄宿舎について一人ない二人の舎監の定数を配置いたしておるわけでございます。それから、そういう寄宿舎につきましてテレビとかオルガンとかステレオとか、そういう設備を購入する際の購入費の補助を金額は少のうございますが用意しております。それから寄宿舎へ入っている子供につきまして食費とか日用品費の補助をするというふうなことを市町村がやりました場合にそれに対して国が助成をするというふうなことをいたしております。それから寄宿舎全体の運営費につきまして、これはいまお話がございましたように、市町村が責任を持つわけでございますが、交付税の積算基礎として児童・生徒一人当たり十二万八千円を計上するといふようなことで、いまのところ金額的にはいろいろの制約はございますけれども、各面からできるだけの助成援助はしておる、こういうことでございます。

○長谷川信君 時間がないのでできるだけひとつまたお願いをいたしたいと思ふます。次に、幼稚園の問題でございますが、いま保育所と幼稚園、やや全国で大体同数くらいあるという話でございますが、保育所ができるときはやっぱりそれだけの必然性というか、そういう背景の中でもちよーとできたわけでありまして、幼稚園も同じことでありまして、ただ、いまいろんな町で幼稚園と保育所が両方建っておりますが、何と申しますか、最初スタートしたころのような目的、背景というものがだんだん近接してきて、両方とも子供を預かるというか、両方とも子供を教育しているというか、ことなんですが、主管が文部省、厚生省に分かれておるわけですが、現場へ行ってみると、この辺でやっぱり洗い直して幼児教育というものをある程度一貫した考え方で、一貫したものの発想のもとにやつた方がいいじゃないかというふうな意見も出ておるんですが、しかし、場所によつてはいろいろだと思ふんですが、なかなか一概に言えないと思ふんですが、もうあれから二十年、三十年たつておるわけでありまして、そういう意見もかなり強くなるいろいろな出発点でおるわけでありまして、これについて文部省のお考え方をちよーとお聞きしたいと思ふます。

○政府委員(諸沢正道君) 幼稚園、保育所につきましては、全国的に見ますとまだ希望する全員が入れるだけの施設はできていないわけでございます。そういう意味で文部は昭和五十七年度を目途に希望する四、五歳児の全員収容に足りるだけの幼稚園を整備しようといふことで助成をしておるわけでございます。そこで経過的にはいま御指摘のように、地域によつては保育所が幼稚園の機能を代用したり、逆に幼稚園が保育所の機能を代用したりといふような実態があるわけでございますが、いまの制度のたてまえから言いますればいま申しましたような普及の実態でございますから、こしはばらくはやはり幼稚園、保育所それぞれ本来の目的に応じてさらに増設をしていく、こ

ういふような努力をひとつ重ねてまいりたいと思ふわけでございます。ただ、その両方の関連につ

いてその教育の内容の問題であるとか、いろいろ問題はございますので、その点につきましては先般来行管の勧告もありましたので、それに基づきまして文部、厚生両省の間で適当な民間の方を委員にお願いいたしまして、昨日第一回の会議を開いたわけでございますが、引き続きこいでいろいろ御検討をいただくと、こういうことでやつてまいりたいと思つております。

○長谷川信君 時間がないので最後に大臣にお尋ねをいたしたいと思ふんですが、この間、三全総の説明を国土庁でやつておりましたが、昭和六十年に東京都の人口が一千四百万くらいになると、い

ろんな議論でもうこの辺で東京は大きくならなくともいいし、そういう必要——むしろすき間風を入れた方がいいじゃないかという議論もありません。これは計数的に見たらどうしても千四百万までなりますと、これいい悪いでなくてそうなるんでありますという説明を国土庁でやつておられたんですが、そうなる、やっぱり東京の学校というものをここでいろいろ先の展望だとか、いろんな見方、考え方があつておるんですが、昔はやっぱり早稲田にしても慶応にしてもたんなりの真ん中につくつた学校ですと、東大にしても、だから、いま金がない。たとえば私どもの田舎の町でも、町の真ん中に高等学校が七つも八つも十もありました。それが昔はもう町から外れたところでありましたが、いま町の真ん中になつてしまつた。東京みたいなひどいことはいまありませんが、私どもの田舎町でも坪六十から百万くらいのところは一

万坪、一万五千坪の高等学校ができておる。だから、もしそれを、いま道路もよくなつたし、汽車も電車も通れるんでありますから、それをむしろもつと静かなところに移転をさせれば、それを仮に土地をこつくりまく整理をしてやれば、一つのものを売れば三つ、四つ高等学校ができると思ふ。東京のたとえは東大、あれ幾坪あるか知りませんが、仮に十坪あれば三つ、二千万であります。二千万あれば大学の三つくらいできる——かどうかわかりませんが、三つ近くできるかも知れない。

予算がない。まあだんだんこれから予算が窮屈になるので東京の学級数が、いや六千学級足らぬとか七千学級足らぬとか、いろんな数字が出ておりますが、この辺でやっぱり学校の疎開——疎開というか、子供も——私も東京へ来て、最近住んでるんですけれども、こういうところであんまり勉強させたくないと思っております。もっと広いところで、もっと広大なところで仲よく勉強させたいなあ。それで帰ればもう四畳半くらいのことから、西日の当たるような部屋で勉強しているから棒の一本も振りたくないと。そういう面ではやっぱり、まあ筑波大学が一つの例でございまして、何か新しい考え方で、そういうことをひとつ、まあローカルの町はローカルの町で、私の町なんか、一つの高等学校をもしその周りの市価並みでもってあれにして、ほかにつくれば三つか四つでございますね。あるいは七つできると言った人——この間ある市議員が私のところへ来られて。東京だって同じことだと思わぬですが、何もこれから一千四百万になってまたこの中に学校をつくるということになったら、これはもう大変なことだと思わぬですが、この辺で少し考え方を立て、やっぱり新しい発想考え方というものはできないものでしょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) ただいま冒頭に御指摘の三全総の計画の中で、高等教育機関の適正配置ということも指摘されておりましたし、定住圏構想の中にはやはり教育とか文化とか医療施設というものを適正に配置するという、こう高い次元に立っての御指摘があったことはわれわれも十分承っておりますし、方向としては、たとえば東京の都内にありました大学が、大学の意向で新しい環境を求めてキャンパスを移動されるということも現に行われておるわけでありませぬけれども、まあそれぞれの地域とあるいはその児童・生徒の発展段階と申しますか、どうしても家庭、両親の近いところで通学可能圏でやっぱり教育受けなきやならぬ世代、それから親元を少々離れてもいいと

いう高等教育の問題、いろいろこれはそれぞれの段階に応じてあるかと思ひますし、また東京と地方とのいろいろな事情の変化等もあるかと思ひますので、先生の御意見は十分に拝聴させていただきます。今後も研究をさせていただきます。

○勝又武一君 まず最初に大臣にお伺いします。八月の甲子園球場にお出になつた御感想を承りたい。開会式の祝辞や始球式等どんなことをお感じになられたか、承りたいと思ひます。

○国務大臣(海部俊樹君) 八月のときはたしか雨が降っておりましたけれども、さすがに全国で勝ち抜いてきた野球の代表選手だけあって、みんな元氣いっぱいはいつらつとしておつて、いいなあというのを率直に感じましたし、同時に、そこへ来た人は非常に榮光に満ちた自分の人生の一コマをいま味わつておるわけでありませぬけれども、そこへ来るまでの間、やっぱり高校野球は学校スポーツでありまして、そのために全力を挙げながら破れていった多くの仲間たちがおるはずでありますから、それらの人々のことも忘れては、ひとつ全力を挙げていけるプレーを見てほしい。雨が降つてもこれは祝福の雨だと思つて朗らかに受けとめて、お客さんもお喜びの拍手してほしいというふうなことを私は率直に思つて、そんなあいさつをしたはずでございます。

○勝又武一君 甲子園球場の高校野球はきわめてテレビの視聴率も高いわけですし、球場の観衆はもちろん、テレビを通して高校生やあるいは小学生あるいは父母、親に与えた影響というものは非常に大きいと思わぬです。そういう意味で大臣の御出席や祝辞や始球式というのは、大変高校野球に対して推奨しているという印象を持つのは当然と思ひますが、その点はいかがお考えになりますか。

○国務大臣(海部俊樹君) やはり純粋に若人が汗を流し、ぶつかり合うというところは、私は大変すばらしいことだと思つておりますので、担当大臣としまして出ていって激励もし、また多くの人がこれを見、そしていろいろ声援をしてくださる。

それを通じてまた全国にそういう高校スポーツがさらにすそ野が広がっていくことは、きわめて好ましいことだと思ひます。

○勝又武一君 甲子園に出る出場校は、この一日の練習量というのは一体どのくらいやっているのか。初中局長で結構ですが、学校の終わった後何時間ぐらゐまでやっているのか、こういうことを御存じですか。

○政府委員(諸沢正道君) 相当に練習量が多いというところは聞いておりますけれども、具体的に何時間というのには承知いたしておりません。

○勝又武一君 すでに夜間の照明、ナイター設備等をしていられるところも具体的には相当あるわけでありまして、同時にまた大臣も触れられましたように、出場しない学校、これがきわめて多い。しかもこのところも同様な夜間による練習量を補つておるといふように私は思ひます。同時にそれは野球以外のクラブ活動、全国大会を目指しての各部の部活動、これらは高校野球を問はず、その他のスポーツ部活動について中等等にわたつても同様なことが私は言えると思ひますけれども、この点についてはいかがですか。

○政府委員(諸沢正道君) 現在、中学校、高等学校の生徒の対外試合につきましては、その辺の過度の練習あるいは試合の参加が学校教育それ自体に余り影響を及ぼさないようにという見地から、体育局におきまして、全国大会は高等学校であれば一年一回とかいうふうな規制があるようにたしか記憶いたしておりますので、その趣旨に沿つてやつていただいておりますが、その趣旨に実際には一部の学校でかなり過熱しているという実態もあるやに聞かれております。

○勝又武一君 これらの活動については、それぞれ中学——特に小学校は少ないんですが、中学や高校において教員が部長とかあるいは監督とか顧問とか、名称のいかんを問はず、直接この指導に当たつていられるという点については文部省も御承知ですか。

○政府委員(諸沢正道君) 実際に先生が相当指

導、監督の部分を引き受けておられるということも承知いたしております。

○勝又武一君 そこで、時間がありませんので、三の問題に限定をいたしますが、教員の勤務の状況についてお聞きをしたいと思ひます。

教員の勤務は何だとお考えになりますか。

○政府委員(諸沢正道君) 教員の勤務は、やはりその学校において学習指導要領の基準に従つて、日常の教科その他特別活動等の教育活動を展開していくと、これが中心であらうと思つてございませぬ。

○勝又武一君 この学校教育法の二十八条から言ひましても、当然私は授業がその本務のうちでの最も重要な職務だと考えます。

そこで、一週間の担当授業時間数、受け持ち時間ともいいますが、この特活や道徳等も含めまして次のことをお教えいただきたいわけですが。小学校、中学校別に十八時間以上、二十時間以上、二十二時間以上、何%になつてゐるのか、こういう点が一点。

さらに、二十時間以上、二十二時間以上、二十四時間以上、これを小・中・高校別に承りたいわけですが。

○政府委員(諸沢正道君) いま御注文のそのまゝの数字はございませぬが、いま手元にある数字で申しますと、小学校の先生の場合、一週間の授業担当時数が二十時間以下の者が一五・五%、それから、二十時間から三十時間の者が七九・八%、大部分と言つていい。それから、三十一時間以上の者が四・七%。それから、中学校の場合、二十時間以下の者が六九・七%、二十一時間から三十時間の者が三〇・二九%。それから、三十一時間以上の者が〇・〇一%。高等学校の場合、二十時間以下の者が九八・〇%、二十一時間から三十時間の者が一・九七%、三十一時間以上の者が〇・〇三%。こういうふうになります。

このほかに、特別教育活動としてのクラブ活動その他特別教育活動の指導時間というのが入つておりませぬから、それが大きっぱに申しまして、



場合には当然教師側が安全のためにすべての教育活動に消極的にならざるを得ないという側面が生まれてまいりますけれども、そうなるのは本当にいけないと思っております、どうでしょう。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおり、常に学校におきましては健康な体を築いていくということが教育の最も基本の一つになっておりますので、あらゆる面にわたって積極的に指導ということが望まれるわけでございます。その面から平素の安全教育を徹底すると同時に、不幸にして起こった事故に対しましての救済措置を十分とっていくということによりまして、学校の積極的な教育活動かつ円滑な実施を期してまいりたいというところで、いま改善策につきまして取り組んでおるところでございます。

○勝又武一君 その救済措置というのがとられれば教師の側の責任が一切追及されないということになるのかどうか、その救済措置の内容が不明確ですので、私もちょっと理解しかねるところであります。別の面から教師の過失の責任を追及するという点になりますと、教員と児童・生徒との間の信頼関係、これが喪失されていく、あるいは全人格的な結合という観点での教育の本質、教師と子供との心の触れ合い、こういうことが失われたり、忘れがちになる傾向が生まれると思っております。この点についてはどうですか。

○政府委員(柳川覺治君) 一般に公務員の過失等によります損失を与えた場合には、公務員を採用しております国あるいは地方公共団体が国家賠償法に基づきまして賠償責任を負うという現行法規のたてまえになっております。その場合に、国あるいは地方公共団体が教師の過失責任につきましても追及を国、地方公共団体の立場でするかどうかはそれぞれのケースによって起こるわけでございますが、現行法規の上ではやはり公務員はその職務遂行に当たって最大の注意義務を持って当たっていくべきであるというたてまえが一方にござ

いますので、学校教育の指導に当たりますと、平素十分な注意力を持って指導に当たるといふことが要請されるわけでございます。で、学校の事故につきましても、その間に事故の発生に伴いまして御指摘のようなあるいは損害賠償の訴訟問題等で大変円滑な教育の実施の上に支障を来すというふうな面の御指摘がいま各地からあるわけでございまして、その面にたえていくというには、一つは無過失責任に伴う補償制度を確立すべきであるということの御意見もあるわけでございますが、この問題につきましては、大変現行法規の上で照らしまして、また、学校の事故が多種多様である、それぞれの児童・生徒に起因するというふうな場合もございまして、多種多様でございますので、これにつきまして直ちに無過失責任の主義に基づく補償制度の確立につきましては、なお種々検討すべき困難な課題でございますので、文部省といたしましては、現在の日本学校安全会法によるところの給付の改善を図りまして、その面からそれぞれの事故の発生に伴う案件の処理につきましても安全会によって迅速かつ適正に対応していく、そのことによつて紛糾の起こらないようにしてまいりたいというふうな考え方でございまして、でございます。

○勝又武一君 当然公教育に携わる教職員でありますから、万全の注意をするのはこれは当然だと思っております。ところが、いま問題になっているのは、御指摘のような万全の注意をしても不可抗力的に起きてくる事故が非常に多い。だから、私はもう大半の時間を費して野球の話から始めたわけですが、しかし、そういうものがあってもなおかつやることに教育的な意義がある。それを認めるから大臣も推奨されている、こう思うわけですね。だから、いまの万全の注意を払っても生じたものについては、いまの学校安全会だけという点については非常に私は問題があると思っております。

そこで、これは少し横におきまして、別の観点から、学校災害の発生している状況ですが、これ

は小学校では休憩時間中が最も多い。それから、中学、高校、高専等では課外の部活動を含む特別教育活動の中が最も多い、しかも、中学、高校、高専と進むほどその比率も高くなっている、そういう傾向があると思うのですが、文部省の調査でもこの点は間違いございませんか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘のとおりでございます。まして、学年が高齢化していくに従いまして特別活動等における課外指導の時間での事故の発生が多くなつてきておるといふ御指摘のとおりでございます。

○勝又武一君 そうなりますと一番問題なのは、そういう現状にある何と申しますか、特別教育活動中事故の最も多いこの特別教育活動の問題について二、三承りたいのですが、やや、これも具体例で恐縮なんです、静岡に焼津という、これは日本でも有数の漁港がありまして、ことしの八月、ポートル大会に備えての中学のポートル部の練習中の事故です。けいこのポートル部の船が転覆をして生徒がおぼれたのを、別の学校の、同じポートル練習中ですが、M校のポートル部の船が救助に向かっただ方の中学の一生徒が死亡したという事故です。たまたま果は警察の協力、援助者への災害給付ということで、実は県警本部から見舞い金が出ているわけですが、学校安全会の適用等にはなっていないのだというふうにお聞きをしております。こういう事故については学校安全会等の適用にならない点についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(柳川覺治君) 御指摘の案件につきましては、報告によりましていまお話しのとおり、ポートル部の部員の生徒の不幸な事件でございますが、ポートル部の活動といたしましては、当日は前日雨の雨がございましたので、クラブ活動としての、部活動としての活動は中止ということになっております。雨がやみましたので、港の方にたまたま部員を集めて生徒が参りました。その際に他の中学校の生徒の転覆事故、これを救援すると

いうためにポートルで救援に当たった、その上での事故でございまして、その限りにおきましては学校管理下におけるいわゆる部活動というものの行動には該当しておらなかったという経緯がございまして、また別に日本学校安全会法の上で、他の法令に基づきまして同一の災害に対しまして国または地方公共団体による給付がなされた場合は、その限度において安全会の方の給付は行わないというたてまえをとっておりますので、御指摘のとおりこの事故につきましては、県条例によって遺族給付及び葬祭給付がなされておりますので、その方との関係がございまして、安全会の方では特別に給付の対象にしないというこの決定を見ております。

○勝又武一君 問題が二つあると思うんですが、一つは、学校管理下という安全会の規定の問題と、もう一つは、他のところから給付が出たから給付が出たというところならば、それじゃこの場合に他のところから給付が出なかったと仮定すれば給付がされませんか。

○政府委員(柳川覺治君) 生徒が港に参りましたのは、部員の立場で参ったわけでございまして、当日は練習は中止するという学校の方針でございまして、その学校の教育計画に基づく活動という範囲には該当しないという問題がここにございまして、たまたま雨がやみましたので、部員の者が集まって港の状況を見に行つておった、そのときに起こった事故でございまして、これは学校管理下における教育活動というのに、その限りでは該当しないという認定をいたしておるわけでございまして。

○勝又武一君 この学校安全会で適用にならないという場合がたくさんあると思っております。もちろんいまの学校管理下という問題もあるでしょう、特別教育活動中のものについて相当多くのことが言われておるわけですね。これは学校安全会の中の運営上の問題もあるんじゃないか。一つは、運営が率直に言つて民主的でないと言われている

わけですね。たとえば教職員とか父母とか親の代表等を安全会の本部でない各段階の各機関や運営に参加をさせる必要があるとどうしようにも考えますけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(柳川寛治君) 教育の立場から言うならば、生徒があらゆる機会に活動の場を持つという事は、それ自体成長の上で許容されることではないかと、学校の責任が持たれる、学校教育の適正な範囲においてそれらの活動への参加は従来奨励されておるわけでございます。おのずから過熱その他の問題がありますので、いままでも特に体育面の対外競技につきましては、それなりの基準を設けて従来指導してまいっておりますが、それぞれの地域におきまして生徒が積極的な参加をして活躍の場を得るといふこと、それはそれなりに教育的な意味があるといふように考えておる次第でございます。ただその場合に、必ずしも学校の、たとえば部活動をやっておる生徒でございませぬ、必ずしも学校の指導計画の中だけで行動しない。自分たちでさらに自主的、自発的に地域その他において活動するといふ場がございます。そういう場の事故に対してどのように対応していくかといふことはかねてからの懸案でございませぬ。そこで文部省といたしましては、昭和四十五年に財団法人スポーツ安全協会の設立を認可してございませぬ。昭和四十五年十二月十日にこれが許可になって成立しておりますが、このスポーツ安全協会によりまして、このような事故の場合に傷害保険が給付されるというのを進めてまいっております。現在、つい最近加入者の数が五百万人を超えたと、関係の加入している団体も十二万団体というように聞いておりますが、五百万の大台を突破することができまして、今後さらにそれぞれ各地であるいは子供たちがあるいは親が一緒になつてスポーツに親しみ、また鍛えていくというための、その場で起こる事故救済につきましましては、このようなスポーツ安全協会の傷害保険の制度が活用されていくように進めてまいりたいといふように考えておる次第でございませぬ。

○勝又武一君 いまのスポーツ安全協会の場合でも非常に不十分さが指摘されているわけですね。そこで先ほどから私主張いたしましたように、一つは、教育という無限の可能性の追求といふか、非常に時間だけでは割り切れない、あるいは教師と子供との触れ合い、その中には野球で言えば百本ノックみたいなこともあるでしょうし、そういうことを一つ一つ考えれば考えるほど、この問題は教師のやはり責任追及という形でない、無過失責任制度といふものを、どうしても補償制度といふものを私は確立していかないとはいけません。特にこれは裁判になったりした場合はどうするか。これはもう私が申し上げるまでもないと思つておる。柔道の場合の死亡した生徒に対する教師の問題やあるいは失明した子供の問題や、そういうことについてスポーツ安全協会だけでない、もっと抜本的な国による補償制度ですね、このことをやればどうしても考えていかないと、学校災害あるいは教育の本質から言つて非常に不十分だといふように私は考えますので、今後十分なひとつ文部省としても御検討をお願いしたい。特にこの点について最後に大臣にも御要望をしておきたいと思つておる。

それから最後に、時間もありませんので、教科書の問題についてお聞きをしたいと思います。大蔵省が十月二十八日ですか、義務教育教科書の無償配付制度を本年度から一部手直しをして父母負担を導入し、財政負担の軽減を図る方針を決定したと、こういうふうに新聞が報道しております。そこで、大臣にお聞きしたいんですが、文部省はこの方針を発表前に知つていらつしやうか。あるいは了承されておられたのか。発表後文部省としての反論等何の表明もないというように私は思われるのでありますが、この大蔵省の新聞報道が事実なのかどうなのか。そして、もし何らの反論もないということになりますと、文部省原案を出している文部省が大蔵省に屈服したのかといふ印象も与えるでしょうし、それともあくまでこ

の文部省原案を貫徹しようというように、要求原案を貫徹しようというようにお考えになつていらつしやるのか、御見解を承りたい。

○国務大臣(海部俊樹君) 最初に基本的なことを申し上げなければ、教科書の無償の制度といふのは長い間の経緯がございまして、私の理解では、義務教育は無償とするという憲法の精神に即して、たしか昭和三十八年から年々充実をいたしておるものでありまして、この制度といふものは私は大切にしなければならぬと思つておりますし、文部省としましては五十三年度の概算要求をするに当たつてもこの制度は維持するといふことで処置をいたしております。

なお、一部報道されました問題につきましては、あれは大蔵省の決定ではないようでありませぬ、それからまた私どもとしてはそういう考へ方を變更する気持ちは毛頭ございませぬし、大蔵省の決定でありませぬからそういう通知を事前に受けたこともございませぬし、実は新聞を読みまして、まあびつくりしたといふ表現は適當かどうか知りませぬけれども、私もこれはこういうことは困るではないかといふことは思つて、早速に局長にも言つたんでありますけれども、事務局にも大蔵省側からはもちろん連絡がございませぬし、大蔵省がそういうことを省として正式に決めたといふことはまだ聞いておりませぬ。

○勝又武一君 私のやや早とちりで失念した点は恐縮に存じております。しかし、そうはいつてもあれだけの新聞記事ですから影響は大きいと思つておる。非常にやはり読んでいる人が多いんであります。そこで、新聞記事の中にある点で、二承りたいんですが、新聞記事によりますと、大蔵省は父母負担という観点から考えても大幅な負担増加にはならない、だから大したことはないんだと、こういうふうに受け取れるニュアンスの記事でありました。そこで、本当に大蔵省は教育費の父母負担の実態を知つておるのかどうなのか。非常に憤慨にたえないわけですね。そこで、ここに

五十二年九月十四日の官報資料版「父母が支出した教育費」といふ文部省の調査結果があります。これももう文部省の結果ですから私が申し上げるまでもありません、一々読み上げるのは省略いたしますが、五十年で小学校が五万八千三百二十九円、中学で七万九千九百六十五円、義務教育でさえこういう金額なんです。しかも、この文部省調査の文章を読みますと、毎年の増加率が著しく大きいといふことも指摘をされておるわけですね。同時に、私の手元にあります教職員組合等の調査あるいは教育現場からの報告によりますと、この文部省の調査よりもさらに父母負担の額といふのは多岐にわたつて大きくなつておる。ですから、現在の父母負担をふやすどころか、むしろもっと軽減をすべきだと、こういう状況にあるといふふうには私は考えますし、大したことはないんだといふことは大蔵省としては余りにも実態を知らな過ぎるといふように思ひますけれども、文部省としてはどうなのか。あるいは、その辺のことはあの記事を見たらずく父母負担といふのはこんなにひどく多いんだと、こういうことを大蔵省に突きつけてもらつたらどういふ行動をすぐにとつてもらつたらどういふことは適切だといふふうには考えますけれども、いかがですか。

○政府委員(諸沢正道君) まず、この話の経緯でございますが、大蔵省にございませぬ審議機関としての財政審議会で、大蔵省が明年度の予算編成をするに当たつて、財政の規模をできるだけ抑えるといふような見地での教科書無償の問題を取り上げて御相談をしたという経緯でございませぬので、私も文部省の立場においては直接財政審議会に物を言う立場ではないといふことをまず御理解いただきたいわけでありませぬ。

そこで、大蔵省を通していろいろわれわれの見解は言つておるところでございまして、いま御指摘のように、父母の負担、父兄負担の問題として考えました場合に、新聞報道によれば大したことはないといふのは、現在の小・中学校の全教育費に対する父母の、父兄負担の実態を見れば、そういう

ことは言えないじゃないかという御指摘の点はおっしゃるとおりでございます、そういう点もわれわれは申し上げております。

それともう一つは、やはり義務教育教科書の無償というのは、そういう父兄負担の軽減という見地ももちろん一面ございませうけれども、憲法に言うところの義務教育無償というこの精神は貧しい者に対してだけその負担を軽減するというのではなくして、富める者も貧しき者もひとしく義務教育無償という精神でやるところにこれがあるわけでございますから、その金額が多い少ないということももちろん一つございませうが、それにかかわらず義務教育無償の精神でいったんだと、こういう点も大蔵省に対しては強く申し入れをしておるところでございます。

○勝又武一君 新聞報道ですが、もう一つ無償配付をやめる理由として大蔵省が言っている中に、財源だということをおっしゃるようですね。そこで、これも五十一年度三百六億、五十二年度が三百三十六億、来年度が三百七十億、こういう金額だということに承知をしますが、もし大蔵省が言う教科書無償を有償にするという理由がこの財源にあるというように仮定するならば、この程度の額ならもう他の面での削減なり、他の運用なりで十分やっつけていける程度金額じゃないか。せめて教科書の無償を最低とする、そして少しでも父母負担の軽減に努める、このことは当然平和憲法を守るということにもなりますし、ましてこのことをやめるようだったら、まさに文化国家の名が泣くというくらいにさえ私は思うのですが、この財源という理由については大蔵省の考え方に対して、文部省としては全くその程度のことだったら問題にならぬよと、当然やるべきだよと、こういうふうにお考えになりますか。見解を承りたいわけですか。

○国務大臣(海部俊樹君) この制度につきましては、先ほど申し上げましたように、文部省としては大切に維持していきたい、こう考えておりますので、基本的にこの制度を貫いていくという立場で今後とも折衝を続けていきます。大蔵省に対し

ては当然そういう気持ちも伝えるつもりでございます。

○勝又武一君 この問題につきましては、重ね重ね大臣と局長からも、憲法二十六条二項の義務教育は無償である、教科書の無償は最低守るといふ非常にかたい決意の表明があったというように私は理解をいたしますし、このことをもしやめるようだったら、文部省としては、それはきわめて時代逆行もはなはだしと、こういうふうに受け取りますが、このことを最後に伺いをして質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(海部俊樹君) 私どもは、何度も申し上げておりますように、この義務教育の教科書の無償というものを大切にしていきたい、こう考えております。

○柏原ヤス君 ただいま教科書無償配付制度について、大蔵省が有料化するような傾向であるということについて、大臣が非常に大事な問題であるから、この制度は断固維持していくという力強い御答弁をいただきました。私もこれについて御質問申し上げようと思っておりましたが、略して、ただ一言、きのう公明党として大蔵省の官房長に申し入れをいたしました。そのときに感触を自分なりに感じまして、相当この問題は文部省として推し進めていただきたいと、大蔵省は有料化するのではないかと懸念を持ったわけでございませう。そのときの言葉のやりとりは略させていただきますけれども、私はそういう感じを強く持ちました。ぜひ大臣を中心として文部省でがんばっていただきたい、このように重ねてお願い申し上げます。ひとつよろしくお願いいたします。

私は就学前教育のあり方についていろいろとお尋ねしたいと思っております。これは現在わが国の子供たちを見ますと、就学前教育という観点から何種類かのばらばらの環境に置かれておられると、具体的に申し上げますと、公立幼稚園に通う者、私立の幼稚園に通う者、また公立の保育所に入っている者、私立の保育所、あるいは企業内託児所、あるいは無認可保育所、こういうところ

に入っている子供もたくさんあります。またどこにも行かないで家庭で保育されている者、また保育に欠けているという状態にあるにもかかわらず、かき子として放任されている者、非常に種々雑多な環境に置かれているわけですね。しかし憲法並びに教育基本法の示すところでは教育の機会均等の原則というものがございませう。そういう点からすべての幼児に等しく教育の機会を保障する、保障すべきであると考えておりますが、大臣はこの点についてどういうお考えを持っていますか。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘の就学前教育の幼児教育というのは私は大切であると思っておりますし、また人間形成の基礎がこの時期にできる。したがって、幼児期に適切な教育を行わなければならない。御指摘のとおりだと思います。文部省といたしましては、当面四、五歳児が、しかも入園を希望する人がすべて幼稚園に入ることができるようになり、その具体的な努力目標の計画をつくりまして、昭和五十七年にはそれが達成できるように計画をつくって鋭意努力をいたしておるところでございます。

○柏原ヤス君 そこで、これは厚生省の方においでいただきました、文部省と同じ幼児教育に携わっていらっしゃる問題点についてお聞きしたいと思っております。そこで厚生省にお聞きいたしますが、保育所における保育内容は養護と教育とされておりますが、とりわけ保育所で行われる幼児教育は、幼稚園に比べて同等と考えていかどうか。この点お願いいたします。

○説明員(川崎幸雄君) ただいま御指摘でございますように、幼稚園が学校教育を施すことを目的といたします施設であるのに対して、保育所は母親の就労あるいは病弱などによりまして保育に欠ける乳幼児に対して、養護とそれから教育の両面からその保育を行うことを目的としたしております。したがって、幼児教育という側面も同様に行っているわけですが、その教育的側面につきましては、保育所で行います保

育のもとになっております保育所保育指針は幼稚園の教育要領に準じて作成されているところでございませう。また保育の養成を行います保育養成所の指定基準は短期大学の設置基準に準じておりまして、資格の取得方法も似通っているとございませう。このように教育面におきましても幼稚園に準じた内容にあるものと考えております。

○柏原ヤス君 そうしますと、幼稚園に比べて同等だと、こういうふうにお考えをいらっしゃると、こういうふうにお受け取つてよろしゅうございませう。

○説明員(川崎幸雄君) その保育の内容といたしましては、幼稚園と保育所とは本来的に機能を異にする面もございませう。ただ、教育的側面につきましては、幼稚園に準じた内容を目標に現在行っているというふうにお考えをしております。

○柏原ヤス君 そこで、幼児教育が幼稚園と保育所とに分かれて行われているために、非常に地域によって弊害や混乱が生じております。その例を申し上げますと、町村によっては五歳または四、五歳が幼稚園に入れられてしまっている。五歳児のいない保育所が地方にあります。こういう問題を考えますと、幼保の一元化という問題がやはり問題になると思っております。これは相当前から言われている問題でございますが、その幼保一元化などと言われるように、地域によってのこうした弊害や混乱、これに対しては昭和三十六年、十六年前に、この参議院の文教委員会においても、「幼児教育に関し保育所との関連において根本施策を樹立する」ようにというふうな決議がされております。そして十六年を経ているわけですが、当面この現在の保育所と幼稚園のそれぞれの施設における幼児教育の内容、これを充実することはもちろんですけれども、不必要な格差をなくすとか、あるいは同じ土俵で考えるべき問題は講じていくべきであると、こういうふうにお考えをいたします。これは大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(海部俊樹君) 長年の経緯がござい

して、幼稚園と保育所と、それぞれの立場に立って進んで来たものについて、いろいろとできる限り一元化する方向で検討してはどうかということとでございます。私もその必要性を十分認めておりますので、最近、正確に言いますときのうでございますが、文部省、厚生省それぞれにこれらの関係について深い経験を有する人々に委員になっていただいで、そこで幼稚園と保育所のいろいろな問題について御議論を願うわけでありませうけれども、さらに文部省といまして、どういふ点に問題点があり、どういふところをどういふ点に問題点があるかというところを、さらに十分研究、検討を重ねていかなければいけない、こう考えております。

○柏原ヤス君　そこで、この問題を考えるというその考え方ですけれども、二つの制度がございます。文部省の方は幼稚園、厚生省の方は保育所と、そしてそれに対していろいろな内容がございますが、実際この二つの制度が地域によってはそれぞれが、実態を拡大的に運用している。まあ保育に欠ける子供は保育所というふうになっているのに、保育に欠けていなくても保育所に入れている。この制度を拡大的に運用していると言っていると思えます。また、幼稚園の方は原則四時間という、この四時間が六時間なり七時間なりになって幼稚園でありながら保育所化している。そういう制度の拡大的な運用、これは親の要求にこたえてそういうふうになってしまったと思えますけれども、これをどうするかということが問題なわけでございます。このような現状に対してそうした懇談会が持たれ、この問題を検討するに当たっても、それが現在の幼稚園また保育所の運用をきつとした基準を厳しくして保育に欠けるそうした幼児を幼稚園から締め出してしまふ。また保育に欠けない幼児を保育所から反対に追い出してしまふというふうなことをしては私にはならないと思ふんです。子供の立場に立って対処すべき、まあこれは私が申し上げるまでもありませんけれども、こうした親の要求にこたえて制度を拡大的に運用し

てしまったというこの問題を、ただ、基準を厳しく改めるといふだけじゃなくって、将来の幼児教育のあり方のこれは参考にしていくべきじゃないか。ただ改めればよい、文部省は文部省なりの考え方できしつとしてしまふ、厚生省は厚生省の考え方できしつとしてしまふというのではなくて、あくまでも子供の立場に立って同じ土俵で考えていく必要がある。この点を私は果たしてそういう取り組みを文部省と厚生省がするかどうかという点について心配をするわけですね。十六年間この問題が検討されなければならぬと言っているが、そこにすっきりしたものが出てこない。そういう点で文部省はどういうふうな今後取り組んでいくことなされていくのか、また厚生省としてはどういふふうに取り組んでいくことなされるのか、それぞれのお考えを聞かしていただきたいと思えます。

○政府委員(諸沢正道君)　ただいま先生御指摘ありましたように、地域によっては保育所が幼稚園的な機能をあわせやっておる。あるいは逆に幼稚園で保育所的な仕事もやっておるという一つの理由は、やはり幼稚園につきましても文部省の立場から言えば、幼稚園の設置状況がまだ全国的に見た場合に十分でないということがあろうと思ふわけでございます。したがって、せっかく、その地域について保育に欠けるというわけでないから、幼稚園にやりたいという親があつても、保育所しかないということになると保育所にやらざるを得ないという逆の場合もまたあろうかと思ふわけでございますが、そこで、全国的に見ました場合まだ幼稚園を設置していない市町村というものも相当数あるわけでございます。したがって、従来も、いま大臣がお話ししましたように、年次計画を立てて五十七年度までにはちょうど六千園の幼稚園をつくるという計画を文部省が立ててまいりました。いまその途中にあるわけでございますが、その趣旨はまさにいま申しましたように、全国的に地域的に偏在することなく必要なだけの幼稚園を設けたい、こういう立場で立てておるわけござ

います。ただ、従来のやり方は、それについてそれじゃ保育所の方は一体どういふ計画でやるんだ、その点が必ずしも十分な厚生省との連絡調整がなかったわけでございますので、今回の懇談会を設けましたことを機会にいたしまして、その場におきましても両施設の適正な配置という点を十分御検討いただいで、両省で協議をしながら今後さらさら幼稚園、保育所の適正な普及を図ってまいりたいということをやってまいりたいわけでありまして、いま十分な配置にない現在において、御指摘のようにこれは保育に欠ける子供じゃないから保育所に入れないとか、逆にこれは幼稚園にいけば子供ではないとか、そういうことはやるべきではないというふうな考えをおるわけでございます。

○説明員(川崎幸雄君)　ただいま文部省から御答弁ございましたように、私も私どももいたしましたが、今般発足いたしました懇談会の話し合い等の意見も踏まえながら、今後両省間で十分話し合つて新しい需要の動向というものを見定めながら検討をしてみたいというふうな考えをおります。

○柏原ヤス君　私が両方のお話を伺っていると、文部省は文部省の目的に向かって幼稚園の計画を立ててあるんだからそれをどんとんやっていくと、厚生省は厚生省として保育に欠けるという条件のもとでやっていくんだから、それをやっていくんだと。そうすると、いままでの平行線ではないか。やはり幼児教育という立場で、幼児がいま置かれてある現場というものを考えて話し合つて、幼児教育というものはどうあるべきかというところが私は本心に検討されていらないかと思ふんですね。保育所のあり方というものは、最初は貧しい家庭の子供、託児所が保育所になっていった。それが労働問題の中に巻き込まれて、労働問題の中の保育所、そしてさらに婦人の意識というものが非常に高まって、いまは婦人問題の中に考えられる保育所というふうな性格が変わってきていると思ふんですね。それを私はやはり幼児教育のあるべき姿に立って考えていかなきゃならないん

じゃないか。また幼稚園にしてみても、非常に幼稚園教育というものは私は問題があると思えます。本心に幼児教育というものに真剣に取り組んで幼稚園というものが経営されてきているかどうか。確かに保育所もどんとん建ち、幼稚園もやがて文部省の打ち出されていく計画に沿って建っていくでしょうけれども、公立幼稚園などがどんとん建っていくことを望んでいるんですけども、幼児教育という問題についての話し合いがなされなければ私はやはり将来大きな問題が起きかと思ふ。いまの幼児のあり方はこれでいいかどうか、そういう点、同じ土俵でいふのは、幼児教育というものはどうあるべきかということについてお話し合いの場所をつくっていただきたい、これを私は特別にお願いするわけなんです。その点で特に文部省としてはいかがですか。

○政府委員(諸沢正道君)　幼児教育の具体的な内容、方針、方向というものは文部省で定めております。幼稚園教育要領によるところであります。そしてただいま厚生省の方からも御説明ありましたように、保育所におきましても、この幼稚園教育要領に準じて保育活動の一部として教育活動に準じた教育をしていただいでおると、こういうことでありまして、それに関連しまして、幼稚園の先生なり、保育所の保母さんの資質はどうあるべきかということが密接な関連があるかと思ふわけでございます。文部省としましては、幼稚園教育の養成、資質の向上という点についてはいろいろと施策を講じておるところであります。厚生省も同じようにやっておられると思ふ。そして、今回のこの話し合いの場におきましても、そうした教育内容の問題あるいはそれに関連する教師の問題というよりな点も同じように御討議いただきまして、いろいろ意見を交換し、参考にさせていただくと、こういうことでまいりたいと思つておるわけでございます。

○柏原ヤス君　先ほど大臣から、協議の場ができたという非常に明るい御報告をいただきました。それについて一言お願いを申し上げておきたいん

ですが、いまでも文部省の方とまた厚生省の方との話し合いはされているんですね。私がちょっと拝見したのは、参議院のこの委員会で決議したこの決議に対して、それを受けたんでしょ、昭和三十八年の十月に文部省と厚生省の係の方から名前を連ねて通知を出していらっしやいます。こういうものがむしろ私はブレキになつて厚生省と文部省との話し合いがますます平行線であつてしまふような結果になつてゐるんじゃないかというふうなことも心配するわけなんです。そういう点で今度の協議の場についてもそういうことになりかねないか、なつてはならないと思ひますので、特に大臣にこの協議の場が、懇談会ですか、この場が幼児教育の前進にとつて大いに生かされるよう運営すべきであると、幼児教育の前進になるように運営していただきたいと、こういうふうにお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(海部俊樹君) これは文部省と厚生省のそれぞれ担当する事務同士で話をするとということになりますと、やはりそれぞれの所管事項もございまして、設置法もございまして、きょうまでのいろいろな流れもあつて、どうしても事務と事務だけの話では御指摘のように平行線をたどる場合がこれは往々にしてあるかと。また、そうでありませんと、そういったところを余り簡単に乗り越えて方針がいつも大きく変わるようでは、これはまた逆にいけないわけではございまして、今度の場合の懇談会はその意味で両方の省から十五人にわたるいろいろな学識経験者にも出てもらつて、要するにちよつと次元の違う高いところでの幼児教育の問題はどうしたらいいかというところをそれぞれの立場で意見を出し合つて御検討をいただくわけでありまして、それぞれの立場の物の考え方や、それぞれ幼稚園とか保育園の果たしてきた歴史的な役割りとか、現代の使命と

このことを踏まえてこういふ懇談会をつくり、そこへお入り願ひたいということでもらつて

議論をしてもらうんでありますから、この懇談会におきましては、いま先生おっしゃる通りに、まさに共通の土俵の上で立つて、将来の幼児教育というものをどうするかということではいろいろな角度からの御意見が出てくるものと私もは信じておりますし、またその御意見の指さされる方向というものは大切に尊重していかなければならぬ、こう考へておりますので、そういう運営がなされるように私も期待をいたしております。

○柏原ヤス君 それでは、幼稚園の教育内容についてお尋ねしたいと思います。  
幼稚園の中だけを見ても、その教育、まあ正確に言いますと保育というふうですけれども、その教育内容には大きな格差があります。ある幼稚園は遊びを主体にしてゐる、ある幼稚園は小学校頭負の知識詰め込み教育というものをやつてゐる、非常に幅広の教育内容が行われてゐると思ひます。そこで、就学前教育は何を目指して教育をするのか、その目標からもう一度研究を直し直し、子供の成長発達に最も適切なもの、そしてそれがどの施設でも受けられるように、幼児教育の内容、水準、質、こうしたものを平準化していくべきだと、こういうふうにお思ひしております。その点文部省にお尋ねするわけでございます。

○政府委員(諸沢正道君) 先ほど申し上げましたように、現在、幼稚園の教育の基準となつてゐるのは、昭和三十九年に文部省告示として出した幼稚園教育要領でございますが、この幼稚園教育要領の第一章におきまして、総則として、幼稚園教育の基本的な考え方を示してあるわけでございます。そこで、この基本的な考え方という点につきましましては、幼稚園の教育活動というものを、言語、社会、健康、自然、音楽リズム、絵画製作という六つの領域に分けて、要するにそれらの活動をを通じてこの年代の幼児についていろいろの能力の芽生えを養ふということであり、その主眼とするところは、徳育、しつけであり、体育であり、情操教育であるということであつて、知的な教育活動というものがそれ自体を目的としてやる

ということとは避けておるわけでございます。ただ、たとえば文字のようなものにつきましても、積極的に文字を教えるというのではなくて、幼稚園という教育活動の場においていろいろ掲示やなんかがあると、そうするとそれが自然に子供の目に入って、それは何と何とものだというふうなことを子供に自然に興味を持たせて、持つて覚えるという範囲でやるというふうな程度にとどめておるわけでございます。幼稚園の教育につきましまして、この年代の子供にどういふ教育をしたらいいかという点についてはいろいろの説等もあるようでありまして、現在のいま申しました幼稚園の教育要領の考えは、少なくともそういうことでも、もつぱら情操、徳育、体育といったようなものを育てていくという観点でやつておられますが、一部の幼稚園等でもかなり片寄つた、まあ英語をやるとか、あるいは漢字まで教えてしまつとか、いろいろあるようでございますが、それは現在の指導要領からいいますれば行き過ぎでありまして、一般的にはそういうことについて十分自省をし、適切な指導をしてほしいということをお教員委員会には指導しておるところでございます。

○柏原ヤス君 ぜひその小学校頭負の詰め込み教育はやつていただきたいと思ひます。もつと積極的文部省も指導していただきたいと思ひます。それで、先ほどから幼稚園教育要領、これが示されているというお話でございますが、これは私も見て実に何と何と申すので、それで幼稚園の先生方とも話し合つたんですね。たとえば例を引いてみますと、この「自然」ということについていろいろの項目が挙げられてゐる。その中で「数量や図形などについて興味や関心をもつようにならぬ」と、こういうことを言つてゐるわけですね。そして「具体的な事物によつて、量の大小を比べる」と、幼稚園の幼児にそういうふうにするという

と、幼稚園の幼児にそういうふうにするという

だというふうな受けとめてゐる先生もいらつしやいます。気づかせるというふうにとつてゐる先生もいる。その場合に非常にやるかどうかわつてくる。わからせるというふうになると教えるというんです。そうじゃなく、この「比べる」というのは気づかせるという、そういう意味にとるべきなんだと、こういうお話なんです。非常に私はむずかしいと思ひます。そのほかにも、音楽のリズムを教えるというところでも、「のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう」といふことも、親のためにうまくやらせる、親を喜ばせるための作業みたいになつてどつちが喜んでゐるんだらう。

こんなふうな、この要領というものはもつとわかるような解説を必要とするんじゃないかなというふうにお思ひました。そういう点で、ある幼稚園とある幼稚園とはやつてゐる教員が大変違つてゐるといふ点をお思ひますので、ぜひこういうところもこの要領などももう少し研究された方がいいんじゃないか、こういうふうな提案申し上げるわけでございます。

次に、その幼児教育の内容と質の問題でやはり大きな影を持つてゐるのはその担当者だと思ひます。幼稚園でいへば教諭、保育所では保育士、またそれぞれの施設の長である施設長の問題であると思ひます。そこで、保育の担当者である幼稚園の教諭と保育所の保育士の養成というものはどのように行われて、またどういふふうに進むのか、この点文部省、そして厚生省にお聞きしたいと思ひます。  
○政府委員(佐野文一郎君) 幼稚園教員の養成は現在四年制大学、短期大学及び指定教員養成機関の三者によつて行われてゐるわけでございます。四年制大学で幼稚園教員の養成に当たつておられますもの数が九十二、ここでは一級免許状が出るわけでございます。短期大学と指定教員養成機関の数が二百六十四、ここでは二級免許状を付与するわけでございますが、合わせて三百五十六の養成機関がございまして、

○説明員(川崎幸雄君) 保育の養成方法につきましては、保育資格を取得する方法といたしまして厚生大臣の指定いたします保育養成所を卒業する場合、それから都道府県知事が実施いたします保育試験に合格するという二つの方法がございます。現在保育養成所を卒業いたしますのが約七十二%を占めている現状でございます。なお、保育養成所は先ほども申し上げましたとおり、おおむね短期大学の内容に準ずるものでございます。

○柏原ヤス君 幼稚園の教諭も保育所の保育も養成においては年限は二年、特に一級の免許状を取ろうとすれば四年制の大学に通うわけですが、そこで履修する教科目に若干の違いはあるけれども、大体同じだ。しかも、保育養成の大部分を担っている短大の保育科あるいは保育養成指定校、こういうところの四分の三が保育と幼稚園教諭を養成できる、両方を養成できる共通の指定機関になっているわけですね。そこで、教育内容、実習など十分検討した上で、幼稚園教諭の資格も保育所の保育の資格も同時に取得できるようにできないものか、資格、養成の一元化、これができないものかと思っております。文部省、厚生省にお尋ねしておきます。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほど来御議論のあらるところでございますが、現在のところ、幼稚園は、幼児を保育して、適当な環境を与え、そしてその心身の発達を助長することを目的とした学校でございますし、保育所の場合には、保育に欠ける児童、乳児、幼児等を日々保護者の委託を受けて保育することを目的とした児童福祉施設でございます。そのようにそれぞれの目的、機能を異にいたしておる現状でございますので、やはりその教員あるいは保育の養成ということにつきましてもそれぞれに必要である必要であって、その資格取得の一本化というのにはかなり慎重に検討を要する問題があるように思われるわけでございます。

ただ、実際問題としては、先生御指摘のように、現在の幼稚園教員の養成機関中保育資格も同時に

取得し得る機関の数が短大のレベルで申しますと七九%を超えております。そういう形になっておる背景には、幼稚園教諭と保育所の保育の養成における教育課程がかなり似通ったものになってきている。もちろん保育所の場合には低年齢の乳幼児を取り扱いますので、幼稚園とは違った配慮が教育課程にあるわけでございますが、それにしても幼稚園の側から見ればかなり似通ったものになっておりますので、そういういわば短期大学で両方の免許状を取るというような措置がとりやすくなっている現状でございます。そういう方向をさらに進めるといふことでしばらくは対応させていただきたいと思っております。

○説明員(川崎幸雄君) ただいまの文部省からの御答弁で尽きると思いますが、保育という職種は保育所だけでなく、広く児童福祉施設において従事する資格要件でもございますので、たまたまお話がございましたように、一般幼児教育も担当する養成課程におきましては、福祉あるいは保健といったような専門科目につきましても必修と云うような配慮もなされておるわけでございます。こういった問題はございまして、直ちに一元化というようなことは困難ではあるかと思っておりますけれども、ただいま文部省からの御説明がありましたとおり、そのことであらうかと思っております。

○柏原ヤス君 次に、施設の長である幼稚園の園長の位置づけ、資格、職務内容、これは法令上どうなっておりますでしょうか。  
○政府委員(諸沢正道君) 幼稚園の園長も学校教育法上は、幼稚園も学校でございますから、小・中学校の校長さんと同じような立場になるわけでございます。その資格につきましては、現在の省令では、原則として教諭の二級免許状を持って、かつ五年以上教育に関する職の経験があるということになっておるわけですね。経過的には一級免許がない場合、二級免許でもよろしいということになっておる。それから私立の幼稚園の場合は、この免許状を持っておられない方も幼児教育について高い識見をお持ちの方もおら

れるわけでございますので、そういう場合には、五年以上の教育に関する職の経験を持つておるところの高い識見を有する方ということでもよろしいことになって、私立の特例としておるわけでありませう。園長さんの仕事としては、校務を処理し、所属職員を監督するというもので、小・中学校の校長さんと同じようなお仕事をさせていただきます。

○柏原ヤス君 そこで、いまちょっとおっしゃった私立の幼稚園の園長の場合ですが、設置者が最初つくったときの園長は、よそから有資格者を雇う、いわゆる雇われ園長と言われているそうだけれども、そして五年たつと、五年という資格があれば園長になれるというので、その雇われ園長をやめさせていわゆる園主が五年という資格を持って自分が園長になる、こういう例が非常に多いと聞いております。いまのお話ですと、高い識見を持った方がいふふうなお話ですが、高い識見を持っている人は少ないんじゃないか。これは真剣に幼稚園教育に携わっている園長さんの話なんですからけれども、園主は土地を持っている、土地があるから農業をするか、もう疲れるからやめよう、駐車場でもやっか、ふる屋でもやっか、ガソリンスタンドでもやっか、いや幼稚園をやるべえというんで、そういう人が幼稚園の園長になつておる。こういう、これは少し悪口めいたことも入っているようにおっしゃるけれども、事実私は、私立の幼稚園にはそういう文部省でも考えになっておるような高い見識の人ばかりじゃないじゃないか。そこで、非常に重要なポストであり、幼稚園の教育内容の水準向上のためにどうしてでもりっぱな園長という者が私はどうしても必要である。そこで、園長の資格を十分に検討して、文部省の考えていらつしやるような高い見識の者が園長になるようにしていただきたい、もう少し検討する余地があるんじゃないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(諸沢正道君) 今日の学校教育制度のたてまは、この私立の教育施設の設置について、

そうした単に土地があるからとか、お金があるからというような人が一種の企業的な考え方で学校あるいは幼稚園を設けるといふようなことは予想してないわけでございます。したがって、その基準もきわめて抽象的に、高い識見を有する人というところで、その設置者あるいは校長の自主的なそういう規制を期待しておるといふたてまえでございますが、現実には期待に反して、おっしゃるようなケースがあることは認めざるを得ないわけでございます。したがって、それならばもつと規制をきつくすればよろしいではないかということになりますと、これまた一概に規制すればよろしいというものでも私はないだろうと思っております。思いますけれども、先生の御指摘の点もきわめてごもっともな、私ども考えなきやならないうふうには思っておりますので、なおひとつ検討をさせていただきます。

○柏原ヤス君 保育所の場合をお聞きいたしますが、保育所の方はどうなっておりますでしょうか、施設長は。  
○説明員(川崎幸雄君) 保育所の場合の施設長につきましては特段明確な規定はございませんが、児童福祉施設の最低基準におきまして、まず施設従事者というものは、児童福祉事業に熱意のある者、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けている者と。さらに、これは公立の施設長でございますが、児童福祉事業に二年以上従事した者であつて、児童福祉施設を適切に運営する能力を有する者と、こういうような形になっております。実際私どもも、私立も含めまして保育所の施設長は保母ないし児童指導員の資格を有することが望ましいという旨の指導を行つておるわけでございます。

○柏原ヤス君 保育所の場合は法令上非常に不明瞭になっておると思つておる。熱意のある者と言われて事足りたのは昔の話であつて、やはり保育所がこゝまで充実され、幼児教育の担い手にもなつておる現状から、施設長の位置づけ、資格、職務内容、これを明確にすべきだと、こう思



の四十七年度からどういふふうになっているかというところを見ますと、最初の四十七年度は公立幼稚園は一〇〇計画どおりに建てている。次の四十八年度は八五・八％、四十九年度は七三・三％、五十年度は四九・一％と、がたつと落ちてきている。さらに五十一年度は三六・七％、公立幼稚園は計画どおり建っていない。建っていないどころか、建てなければならぬ千六百四十二園に対して九百九十一園しかできていない。そして、五十二年、五十三年度は、この調子だったらますます低下していくんじゃないかというのを心配するわけですが、この理由として市町村財政の悪化ということが言われております。これはわかり切った理由でございますが、これを文部省としてはどのように振興計画を達成していくか。まあ最初大臣の御答弁にも振興計画を立ててやっていると、お話をさせていただきますが、現状はこういうふうな心細い状態になっているわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(諸沢正道君) 過去二、三年の実績は御指摘のとおりでございます。そして、それがかなり地方財政の実態を反映しているということも事実でございますが、五十二年の現時点におきまして見通しを申しますと、補助を申請しております面積も五十一年度よりはふえておりますし、したがって、補助の実施額も昨年より向上きになってきておると、こういうことでございますので、まあいままでの経緯はそういうことでございまして、これからさらに新設につきまして一層指導を強化して、より多くの要望にこたえるようにその数を増加するよう努力してまいりたいと、かように思うわけでございます。

○柏原ヤス君 これは都内のある区の場合ですけれども、定員百三十人くらいの幼稚園をつくるのに約五億円かかる。さらに維持していくのにはお金がかかる。それよりも、毎年一園新設するつもりでこの五億円を区内の私立幼稚園の児童を持つ保護者に一律補助として給与した方がいって、多くの保護者のためであると考えていると、そしてそれを実行しているところがあるわけなんです

ね。まあ五億円かけて百三十人だと、それよりもそのお金を保護者に渡した方が喜ぶし、その方がいいという、こういう考えなんです。文部省はこういう考えに対してどう思っているのか。またそういうことが事実行されているわけです。これにどう対処していくつもりなのか。

○政府委員(諸沢正道君) 市町村におきましては、当該管内の幼児について幼稚園教育を普及させるために幼稚園を設置し、これを運営していくという立場にあるわけでございますから、もちろん文部省としては、市町村立の幼稚園の設置をこれまで十分進めてきたところでございます。しかしながら、一方、この幼児教育というものは、私人の立場において私立の幼稚園がそれなりの独自の教育方針を持って設置し、運営していくということにも非常な意味があるわけであり、また現在そういう私立なるがゆえに独自の校風を持つ幼稚園もあるわけでございますから、これを一概に全部公立でなきゃいけないとか、あるいは私立が困るとかいうことではないのでございまして、それぞれの特徴を考えた上で当該市町村が関係者と相談をして適切な配置、設立をしていただきたいと、こういうことでやってきておるわけでございます。

○柏原ヤス君 それはよくわかりませんが、実際ある区でこういう方針をやっているところがあるわけなんです。その区に対してどう対処していきますのですか。

○政府委員(諸沢正道君) 五億のお金をかけて一つの公立幼稚園をつくるか、そのお金を就園奨励費に振り向けるか、こういう御指摘のようでございますが、それはやはり区自身の判断であり、また将来をどういふふうにするかによって公私の幼稚園を区としてどういふふうかと思っております。私の方でそれはどうであるかというふうな判断は差し控えた方がよろしいかと思うわけでございます。

○柏原ヤス君 文部省が計画を立てているんです

から、もっと公立幼稚園を建てる計画に対して熱意を持ち、積極性を持って私は言うべきことはおっしゃっていかねばならないと思うんです。

先日発表されました「幼児教育関係施設の整備計画等に関する調査」これを拝見いたしました。これは現状を把握するとともに五十七年度当初までの必要施設数をも調査しているわけですが、ところが、この現状把握のところだけが調査結果として発表されて、五十七年度の当初までの必要施設数の調査のところが全然発表されておりません。これは人口の変動等非常にむずかしい要素を持った面でございますけれども、この五十七年度当初までの必要施設数を調査した調査結果というものとは一体どうなっているのでしょうか。現在振興計画の延長線上にある数字がこう出たのか、それともかなり乖離があるのか、大ざっぱでもお聞きいたします。

○政府委員(諸沢正道君) これは先般も御質問ございましたけれども、官房の方でやっておる調査でございますので、私も直接はタッチしていませんけれども、現在のところ将来の計画については集計中であるというふうに聞いておりました。まだ発表されるような段階には来ていないというふう聞いておるわけでございます。

○柏原ヤス君 そうしますと、いまのところはわからないというわけですね。それじゃ、いつごろの結果が出るのでしょうか。

○政府委員(諸沢正道君) その点につきましてはその担当の官房の方へまた照会いたしまして御返事をさせていただきますと思います。

○柏原ヤス君 できるだけこの調査結果を見せていただきたいと思っております。ひとつ、資料の提出をお願いして終わりにいたしたいと思います。ありがとうございます。

○小巻敏雄君 大臣にお伺いをいたします。十月二十日の予算委員会の際に、わが党の橋本議員の質問に対して三原防衛庁長官は、有事を考慮すると平素から教育の場で君が代問題について教

えることが必要だ、学習指導要領に入れられないだろうか、ということをお海部文部大臣に対して申し上げた、というふうな発言をしておられますし、また、この内容は防衛庁発行の「国防」の八月号にも記載をされておるわけでございます。その際にも、学習指導要領に関する意見交換の場で申し上げた、というふうにも答弁をされておるわけですが、文部大臣、これは実際それとおりのわけですか。

○国務大臣(海部俊樹君) 予算委員会でそういうやりとりがあったことは覚えておりますし、それから私自身に対する御質問もございましたので、そういう意味で取り入れておるものでは決まっております。そういう御答弁も申し上げました。なお、三原防衛庁長官との件に関しては、閣議の始まる前に私たちはよく待合室でいろいろお話をいたしました。そういうときに三原防衛庁長官とお話をすることはございます。また、宿舎が同じところで、同じエレベーターにいつも乗りますのでよく乗り合わせることもございますが、特に事を構えてこの学習指導要領にこういうことをしてほしいというふうな会合を持ったこともございませんし、そういう公式的な話し合いを防衛庁長官と文部大臣でやったということは全くございません。

○小巻敏雄君 これはいわば私的な形で話されたのであって、特段に公的な申し入れを受けたことではないと、こういうことですか。

○国務大臣(海部俊樹君) 特に公式にそのことで会ったとか、会合を持ったとかいうことではございません。ただ、学習指導要領が発表される前に三原防衛庁長官が、あるいは私は、閣議の前のお話か、あるいは閣議へ行くときのエレベーターの中か、とにかくそういうときによく話をしますけれども、日の丸、君が代の扱いのことについてはもうすでに私どもの方ではいろいろ研究、検討も進んでおる後でありましたから、どうぞ見ておってくださいというふうな軽いやりとりをやったと思

います。

○小巻敏雄君 海部文相の答弁はなかなか民主的な姿を持っておられるわけですが、実際には三原長官の方ではいはば公式な態度表明として長官として意見交換の場で申し入れたということをご公的の場でも答えておられるわけですから、それでは事実と違ってしまうことになるわけであり、その政治効果はかなりのものですね。結果において、学習指導要領の中の音楽の教材の部分と、さらには学校行事の部分の中で、国歌という文言が挿入されるという結果にもなっております。これは雑談の程度に聞きおいたというふうなことで、けれども、後で記憶がございませんでしたが、実は、というふうなことにはならぬでしょうね。

○國務大臣(海部俊樹君) 覚えておることを率直にそのままお話をしておるわけでございます。公式にその学習指導要領について意見の交換の場を持ってございませんで、それ以上事を構えてございませんで、ああしてほしいという話をしたこともございませんで、私の記憶はそれだけでございます。

○小巻敏雄君 別にこの問題について閣議で話し合われたとか、何がしかの合意の上で立って、この国歌というものを今度学習指導要領の中に挿入されたとか、そういうことではなくて、これは文部大臣の責任において学習指導要領の中に国歌という用語が入ったと、こういうふうにお聞きしていいわけですか。

○國務大臣(海部俊樹君) そのとおりでございます。

○小巻敏雄君 そうすると、君が代は国歌なわけですか。どうなんですか。

○國務大臣(海部俊樹君) 私どもといたしましては、きょうまでいろいろな世の認識の中で君が代は国歌として国民の間に定着をしたと、こう判断をしております。

○小巻敏雄君 法制局なんかの見解を聞いてみましても、国歌ということになれば法定するのがこ

れが当然のことだろうと思うし、国民の意識に定着し云々の大臣の答弁もありますし、そういう状況を見て決めるという場合でも、最低国会決議なり、あるいは関係省庁の協議が必要だというふうな見解も聞いておられるわけですが、文部省のいわば独断で国歌というふうな学習指導要領の中に記入されたということになれば、それは限定された範囲に効力をもちますものであって、学校の先生にとつては国歌だけれども、国民にとつては国歌でない、こういうことになるのではないのでしょうか。

○國務大臣(海部俊樹君) 私どもはそういうふうな受け取らないで、むしろ国民の間に国歌としての認識が定着し、また国際的にもそういうふうにも扱われておる。しかも国歌というものはいろいろな国でそれぞれ違ひはありますが、法制化して初めて国歌になるというものでなく、慣習で扱われておる国、そういうものがあるわけであり、それから、私どもは国民の認識の間に国歌として定着をしておる。政府もいろいろの国会の御議論の中で、日の丸は国旗、君が代は国歌と考えておりますと、こうお答えを続けてきておられるわけでありまして、国民の皆さんの間に認識として定着したというのが前提でございます。

○小巻敏雄君 これは今度学習指導要領に入れたことによつて発したのではなくて、その点は従来から国民の間に定着しておったから国歌だ、こういうふうな言われておるようにも聞こえるのであって、今度学習指導要領に入れたことによつて何ら別の事態が発生したのではない、従来どおりと、こういうふうな聞いてよろしいわけですか。

○國務大臣(海部俊樹君) そのように理解をしております。

○小巻敏雄君 きょうは、その問題はここまでにしておきたいと思うのですけれども、いづれにしても学習指導要領というものがその範囲とするものはこれは子供は学習をする方で、教育を受ける

方ですから、教育する側に学習指導要領で基準を示すと、その基準の中に、もともとから君が代というものは音楽教材では「ものとする」というような表現で記述されておる、それから学校行事の方には「望ましい」というような方向で記述をされておった。今度特にああいう措置をしたけれども、従来どおりのことを文言上そういう取り扱いはしたのであって、変わらないという見解を持たれておる。いづれにしても、これが及ぶのは教育委員会が規則を決めるときとか、それから学校の中で授業をするときとか、それから教育課程を定めるときに基準としてなされるのがこれが学習指導要領であつて、具体的な取り扱いに変更はないと、そこまでの答弁をいただいております。

続いてお伺いをするわけでありまして。先ほど教科書の無償の継続の問題については大臣からかなり明快に答弁をされましたから、文部省の答弁としては満足いたします。しかし、問題は、大蔵省の方があつた態度を改めるかどうかということに問題があるのであつて、これは閣議の中でも確認されない限りなかなか安心ができません。文部大臣も非常に楽観しておられるのか、それとも大変だと思つておられるのか、その辺も含めてお伺いしたいのですけれども、三百七十億、児童一人について千七百円と、こういうものを国民にも定着をし、ある時期以降は福祉元年などと言つて、こういうものを押し広げていこうとされる状況が後戻りするということは一体何を意味するのか、問題は、金額もありませんけれども、進んだ行政が後戻りするところ、非常に悪い影響、大きな意味があると思うわけでありまして、この三百七十億円というのが財政問題としてこの負担に耐えられなくて大蔵省の方はこういう問題を出しておられるのか、一体どういふことなんでしょうか。

○國務大臣(海部俊樹君) これは先ほどもお答えしましたように、大蔵省が正式に決めたわけでもございませんで、それから新聞報道を私どももいろいろ読みましたけれども、少なくとも文部省と

いたしましては、そういう財政上困るからどうか、あるいは他のいろいろな理由があつたにしても、これは国会の御審議も経て憲法の精神に従つて定着しております制度でありますから、文部省はこれを大切に守つていきたい、こういう考え方で折衝に臨んでおります。

○小巻敏雄君 財政審議会で大蔵省の意向が伝えられたというふうな新聞では記述をしておられるわけですが、おおむね伝えられておるところでは、やっぱり財源カットと、そのために部分的に一部分からこれを減らしていくというふうなことを書いておられるのですが、若干飛躍いたしますけれども、すでに定着をした財源と違つて、新規財源の要求をしている部分もあるわけですが、主任手当を導入すると幾らお金が要るわけですか。

○政府委員(諸沢正道君) 主任手当をどの範囲に支給するかということによつて財源は違つてくるわけでございますが、従来文部省が人事院に対して学年主任、教務主任、生徒指導主任等を対象にしてくれということをお願いをし、それを受けて人事院が一日二百円という単価で考へるといふことがそのまま実現するとして、国庫負担額は大体四十億ぐらい、こういう見当になります。

○小巻敏雄君 ほくは四百七十億というふう聞いておるんですが、違いますか。

○政府委員(諸沢正道君) 第三次給与改善一年次の国庫負担総額が二百二十億でございます。その大部分がいわゆる義務教育等教員特別手当の支給率を四%から六%に引き上げるに要する財源ということになっておりますので、主任手当だけではとてもそういう金額にはなり得ないと思つております。

○小巻敏雄君 これは義務教育費半額負担法による負担分と、これらの問題を全部除外して、国に關係する分だけこで言うからというふうなことになるのであつて、これは間違いなく数百億の財源を新規に必要とするものであります。政策上必要と考へ、そうしてこれをやろうということになつたら、まあ全覚合意をしておる育児休職の手当やこ

ういものも振り飛ばしてでも数百億円の金を投じようとして、一方ではこの財源縮小の名のもとに、教科書の無償というふうなものがやり玉に上げられて、国民全体が非常に憂慮してながめておるといふようなことは、今日の状況下で少なくとも文教に籍を置く者としてはどうして許すことができないというふうにも思いますし、先ほどから決意は何つておりますけれども、少なくとも新規予算の異論のあるようなものの場合には猶予をしながら慎重に見るとしても、定着したものを、いやしくもこへ手がついてきて切り落とすということになれば、当然福祉切り捨ての 에스カレートの一翼も担うと、こういうふうに見ますので、何分早期にこの問題を明らかにして解決を願いたい、そういうふうな思っています。ひとつがんばってください、もう一遍聞いておきますよ。

○国務大臣(海部俊樹君) 何度申し上げてもこの制度を私どもが大切に守っていくこととしておる気持ちには変わりございませんから努力をいたします。

○小巻敏雄君 先般、九月の何日かの朝日新聞に、大阪における大東市深野小学校というところで起こっている問題について、かなりの紙面を用いて報道をしておるわけがあります。同和教育でPTA分裂と、まあ地区のないうところですが、ここにまあ推進校として設置をされる、こういう状況になりますと、いわゆる解放教育というものが持ち込まれて問題だと、こういうふうなことで問題が起こっているという報道が行われておるわけがあります。

私はまあ、特にこの問題につきましては、同和対策事業の特別措置法も期限切れを二年後に控えて、内容についてもさまざま検討しなければならぬ時期だと、本日もかなりのデモの部隊が国会前を通っておりますけれども、こういうときに今日の同特法下で生起しておる問題としても、ひとつ状況をお調べいただいて、適切な指導、助言をされるべきではなからうかと思っております。あら

かじめお尋ねもしておいたわけですが、初中局長からひとつこれについての見解を聞きたいと思えます。

○政府委員(諸沢正道君) お尋ねの件につきましては、まだ細かいところは私も調査をしておりますが、お尋ねの件については、その大東市におきまして深野小学校の校区に同和地区を有する学校ということで大東市の方に協力依頼をして、そのための教員の定数を二名増員してもらったと、それによってまあ当該学校の同和教育を一層推進、充実しよう、こういうことを計画されたようでありまして、それに対して、この小学校のPTAの皆さん方が、同和教育推進校として指定をし、先生を二人ふやしてやるという学校の教育方針について十分相談にあずかってないし、内容的にも問題だということ、それを取り消さないということ、学校当局と話し合いになり、しかし、学校の方ではそれに応じないと、こういうふうなことから、ついにPTAが解散するというふうなところまで至ったようでございます。

そこで、私考えますのに、学校の校長さん以下の当局も、それからPTAの皆さんもひとしく同和教育を適正に実施して、同和教育としての内容の充実を図りたいという、その熱意においてはどちらも同じだと思っております。ただ、具体的あり方等について不幸にして意見が合わずしていろいろ問題を起しておるということでありまして、やはりこの問題は、市、府等を通じまして十分その当事者間で話し合いをして問題が解決できるように努力してほしいというふうな要請を続けていくというのが第一ではなからうかというふうには私考えるわけがあります。

○小巻敏雄君 何事にもルールがあるものであって、同和加配を行う同和推進校、これは大阪市でもこれについて一定のルールを持ってやっておりますが、これは同和地区を有すること、こうなっております。この場合には同和地区はないわけでありまして、ここに改良住宅がつくられて何

戸かの者はそこへ居住するようになった。これも同対審答申などをながめると、同和地区の環境対策は地区の実態を根本的に解消する目的に沿うものが必要で、改善された部落などというものをつくってはならないというふうなこともきっちり述べているわけでありまして、ここで地元

の部落解放同盟の一部の諸君から申し入れがあった、その子弟が少数であれ通学するようにするんだから、ひとつ指定校にしろという要求があり、それを受けていけば通常の枠にはからないものをかけておるわけでありまして、ひとつ、文部省の方からケースを示してもらえばいいのでありますけれども、地区を有し、そして有しない場合には何名の子供が通学するときというふうなケースには全くかかっていないわけでありまして、同時に、周辺の学校において指定をされた学校では、解放教育という名のもとにさまざまな偏向教育が行われておる。たとえば狭山学習というので、これは他の地域の学校ですけれども、同様なケースがたくさん出ておるのは、授業のときに狭山裁判の中に出てくる脅迫状が教材に使われて、漢字の書き取りにひらがなで書かれた脅迫状が出てきて、それを漢字に直すようになっておるんですね。すべての教室の中の授業というのをこれに結びつけて、基礎学力というものは解放学力でなければならぬ、というふうなことが行われていくという、こういう実態に対して地域の父母は、そういう状況になれば教育委員会側がいわば特定団体の言うことは何でも聞くというふうな状況で、それに対して異を唱えるような者は学校を追い出されたり、何かをいたしまして、偏向教育の場になるというのを恐れて話し合いを求めておるのでありますから、その辺のところを見なければならぬと思えます。

これも資料として差し上げておきましたけれども、そういう特定団体が力を占めた学校教育の場でも、住民の要求には耳を傾けずその言い分ばかり聞いて、ルールも無視するような行政ができ上がりますと、その下で一体どういう教育がや

れるのかというのを二つばかり例示してごらんに入れたと思うのです。一つは、吹田の中学校で配られたものでありますし、一つは、いま申し上げた大阪市の西成区の小学校で配られたもの、漢字の書き取りにこういうことをやらせると、父母の方では脅迫状の書き方の練習をするのかと、学校で。こういうことになりました非常に憂慮をしております。吹田の中学校で行われておる、これも中学三年生の修学旅行の前のために配ったしおりなんです。普通だと、行く先とか、まあ旅行案内のようなことを書くものなんですけれども、多分担任の自画像かと思う長髪の青年が表紙にございまして、ゴキブリと遊んでおるわけでありまして、この最後から二ページ目などは驚くべきポルノの文章が記載をされて、これは生徒にみんな渡しておるわけですね。これが解放教育であり、実力をつける教育であるのか。「女のもだえ時」以下略すすけれども、読むにたえないです、これは率直に言っています。最後はギターはむずかしいものだとおることになって、その間ポルノの文章が出てくるわけですね。簡潔にごらんになったとして、こういうことが今日の状況下の中で正常な学力の基礎を担うべき公教育として許されていいのか。この点について、局長ごらんになったですか。ひとつ見解を聞きたいと思っております。

○政府委員(諸沢正道君) 前段のその同和地区としての指定の問題でございますが、確かに文部省では、全国各都道府県に二校ずつ同和教育推進のための研究指定校を指定いたしております。その場合には、その学校を取り巻く地区についてどだけ同和地区があるかとか、そういうことを条件にいたしております。ただ、御指摘のこの小学校というのは、府独自の立場でこれは同和地区として指定をしておるわけでございますから、先生御指摘のように、それが基準としておかしいのかどうかというところは、府の基準としてそれがどうかという、むしろ府の判断にまづことだらうと

思います。

それから、いま御指摘がありましたような具体的教育、教材の内容の問題であります。端的に申しまして、私は何も同和地区に限らず、およそ学校教育の場におきましてボルノに近いような文章を使わせるとか、あるいは脅迫文を漢字に直させるとかいうような教材を使うことはあつてならないといふことは一般的、普遍的な原則として当然であるべきだといふふうに考へるわけでございます。

○小巻敏雄君 いまの局長の答弁でも、もちろん同和教育の場であれどこであれ、こういうものは非教育的なものであつて、許されるべきものでないといふ御答弁をいただいているわけです。ほかの学校でこんなものは通用しませんよ。こういうものを批判すればP.T.A.が解散されてしまうような状況になるから、こういうものが平気で流されていくのであります。そうして、ときにはヘルメットをかぶつて有給休暇を使って、集まれば養護学校紛争論を述べたりして、それに行政が一定の範囲で動かされておるといふところに偶発性でない問題があるといふことを私は指摘しておるわけでありませう。

こういふものがなぜ一つならず多数のところにもグループのように出てくるかと言へば、それを是とする方針が学校で立てられるからなんです。つまり、父母が憂慮しておるこの小学校の隣の地区内にある北条小学校という学校の学校教育計画の中にある「学校経営の重点とその対策」といふところに一体どういふことが書かれておるのか。これは校長も含めて確認しておる方針でありますけれども、これは五十二年度のものです。「解放への学力を身につけさせる」——「解放への学力」といふのがどういふことかはこれだけ見ればよくわからないわけですね。しかし実際の教材を見ると、漢字の書き取りでこういふことをやるということが「解放への学力」になつておる。それで「解放運動と連帯し、自らの解放をめざす。」と、これ

は具体的には狭山裁判の問題のときに東京にデモに来るとか、初めは学級編制をして、そして教員の指導で街頭行動を生徒とともにやるのか、そういうことを意味するわけでありませう。そして、解放教育の充実に向けたつては、行政闘争を学校、地域ぐるみで行うこと、こういうふうになりますから、P.T.A.が言うことを聞かなければ校長は、本意でないかも知れませんが、解散を宣言したり、教職員を脱退せしめたりするわけであり、P.T.A.が批判すればこれは憲法違反の差別発言であるなど校長が公文書を出すといふような状態になる。こういう状況を正しむものの方へ導くためには、兵庫県のあの教育委員会が三年ほど前にどのぐらいい暇と手間をかけ、どのぐらいい大きな犠牲を出しながら一定の変換をしていったか。こういうことを見ますと、これらの問題についてはずいぶんと文部省でも指導内容についての影響力は持つておられるわけですから、やっぱり各府県における実態とか個別の事象を見て御指導をされなければならぬと思つておるんです。

あなたの方でどうでしょう、解放への学力といふ学力があるのかどうか。行政闘争を学校、地域ぐるみで行うといふことを学校の教育方針にするといふのは偏向でないのか。それから、運動と教育の分離といふことがあるわけですが、運動と学校の教育方針に、解放運動との連帯でみずから解放を上げると、こういうことを書き込むといふようなことがあるのか、この点についてひとつ御意見を伺ひたいと思つておるんです。

○政府委員(諸沢正道君) 文部省ではことしの七月に「同和教育資料」というのを出してあります。その一に、「同和教育の推進について」の基本的な考え方というのを示しておるわけでございますが、その三に、「同和教育を進めるに当たつては、「教育の中立性」が守られるべきことはいふまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといつたような考え方は避けられなければならない。」「こう示しておるわけでございますから、

この指針、方針に即して各それぞれの教育委員会なり、学校において適切な指導をしていただくということが大切だと思つておるんです。

○小巻敏雄君 これらの問題は多くの場合新聞に記載されず、具体的にはその場の中におる人以外にはわからないところで問題が起こるといふところに解決の困難性があるのですから、いわば日が当たつたら解決の方向といふのは半ば達成をするわけですね。この問題につきましても、新聞にも掲載をされるというふうな状況が出て初めて市議会あるいはその他で質問を出されておるんです。遺憾ながらいまの局長の答弁とは違つて、市議会での教育長の答弁といふのは、解放思想といふこの学校の基本方針といふのは、公教育の課題足り得るといふふうな教育長が答弁するといふところまで行政絡みになつておるといふ実態を指摘しておられますから、もう少しこれらの状況について大阪府教育委員会並びにこの現地についても御調査をいただいで、そしてこれに対する是正についてひとつ御報告をいただきたいと思つておるわけですが、大臣いかがでしょうか。

○政府委員(諸沢正道君) われわれといたしましても、なお府及び市から十分調査資料等をいただきまして、調査をした上で適切な措置が講ぜられるように努力をしたい、かように思つております。

○小巻敏雄君 終わります。

○委員(吉田実君) 本件に関する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員(吉田実君) 次に、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する趣旨説明は二十七日の委員会にて聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○世耕政隆君 提案者に自民党の立場から質問を申し上げます。

この法律案、何度も委員会に提出されているん

なかつたので成立を見なかつたんでございませうが、一体この法案提案された主な大きな理由、小さい理由はわかっているんです。大きな理由はどんな理由でございませうか。

○委員(久保亘君) 先般この提案理由の説明に当たつて主なる理由について申し上げておりましたが、学校事務職員の場合には、小・中学校においては大体一名で勤務をしている実態が多いのであります。一名であるだけではなくて何校かかけ持ちという場合もあります。これらの事務職員が産休を取りますと、実際には非常に学校事務の遂行上困難な状況が生まれてくるわけでありまして、この問題については学校運営上も速やかにそのような措置をとるべきものであるといふのが一つの理由であります。それからもう一つは、同じ学校に勤務をいたしております教育職員と事務職員の間には制度上の差別がございまして、そのため学校事務職員は同じ学校に勤めながら教育職員と違った法律の適用を受けておるために産休が思うように取れないだけではなく、育児休業などの制度にもせよもらえないといふような実情もございませう。そういうようなことから考えまして、学校の民主的な運営を図ることと同時に、もう一つは、学校事務職員の置かれておる特殊な勤務の実態を理解する場合には、これは学校事務の遂行上速やかに制度化して産休が安心して取れるような状況をつくる必要がある。こういうことからお願いを申し上げておるものでございませう。

○世耕政隆君 文部省の方にちょっと伺ひたいんですが、ただいま久保委員の御答弁の中で学校教職員と事務職員との間に差別があるといふふうな伺ひたんですが、いかなる差別があるのかお伺ひいたします。

○説明員(古村澄一君) まあ任用配置上、あるいはそういった点での差といふものはございませうが、いろんな身分によりまして差といふものは当然出てくるわけでございます。たとえば給与にしましてもそれぞれ俸給表の立て方が違ひますし、給与制度におきましても教員と事務職員とは給与制

度が違います。そういう点とか、あるいはいまいま御議論になっております。そういう点での差というものは当然出てくるというふうに、現在そういう制度がしかれているわけでございます。

○世耕政隆君 それでは、公立学校の事務職員でございますが、私もよく実態を把握してないんで伺うんですが、全国で何人ぐらいおられるんですか。そのうち女子職員の数はどのぐらいおられるんですか。

○説明員(古村澄一君) 公立学校——学校別に見まして小・中学校それから特殊教育諸学校、いわゆる県費負担教職員と言われます職員につきましては、事務職員の数が全体で二万六千四百四十四人でございます。これは五十二年五月一日現在でございますが、そのうち女子職員は一万四千二十六人というふうに相なっております。

○世耕政隆君 そういたしますと、なぜ女子の事務職員だけこういう形で、この法案にあるような形で取り残されてしまったのか、その実際の主な理由ですね、大きな根拠、それをおっしゃっていただきたいと思っております。どちらがよろしいですか、文部省と両方から御答弁願います。

○説明員(古村澄一君) 教員とそれから事務職員の仕事の内容は、先生御承知のとおり、教員は子供の教育を直接つかさどるということでございまして、したがって、お産で先生がお休みになれば子供に対する教育は中断いたしますので、その場合の補助教員というものは当然必要になるといふことでございます。一方、事務職員といふのは一般事務でございますので、いわゆる諸官庁と変わりがない。そういう事務については相互ある程度いろんな人が変わってやれるというふうなことで、同じ女子でございますが、教員と事務職員とではそれだけの扱い上の差が出てきたというふうに認識いたしております。

○委員以外の議員(久保亘君) この取り扱いの差が出てきておりますのは、一つは、文部省が学校における事務職員の勤務の実情について正しく理解をされておられない点があるのではないかと私は

考えております。一般の行政事務職員の場合と全く同じようなとらえ方をされている点に非常に問題があると考えております。提案理由の説明でも先般粕谷議員が申し上げましたように、学校事務職員は女子でも一人で勤務しているものであります。そういう場合が多いのであります。その産休を取りました場合には、事務職員ではない、その経験と知識を持ち合わせない教育職員が代行しなければならぬという実情が生ずるのであります。そういう点について学校事務職員の勤務の実情というものを正確に把握をすれば、速やかに法改正を行ってその差をなくさなければならぬ任務が政府の側に、文部省の側にあったものが放置されてきたために起こっている問題だと私は考えております。

そのことをしかし理解した一つの実例としては、結核休職の場合には教育職員に特例法がございまして、その特例法を学校事務職員にはこれを適用するというものを一般行政職とは区別して行った実例もあるわけでありまして、その点については学校事務職員の置かれていた立場を理解をされた先例もあるわけでありまして、したがって、そういう理解に立つならば、この法改正については速やかに文部省の側が積極的におやりになる必要があったのではなからうか、私はこう考えております。

○世耕政隆君 ただいま久保議員おっしゃいましたけれども、文部省側の御見解はどうでございますか、それに対して。

○説明員(古村澄一君) 結核にかかりました場合の休職の特例の措置は、学校におります事務職員といえども子供と非常に密接に子供の中にいるという状況でございます。したがって、そうしますと子供が感染をするということも非常に多いということから、あくまで子供の健康を守るという観点からそういう取り扱いをしたということでございます。

わりを出すのに、いま先生方がかわりをやるとか、そういうふうにおっしゃった。そうするとここで問題になるのは、かわりの職員だか臨時で雇えと、こういうような意見も出てくるわけでございます。実態として、お産で休むとなれば一カ月から二カ月ぐらい休みますが、お産の後は、いまは食いがいいし、大分女の人が強くなっているから、一週間じゃおさまらないでしょうけれども、まあ一月、二月ぐらい休むとすると、その臨時で二、三カ月働いていただく方というのは実態としてあるかどうかですね、問題は、その点いかがでございますか。どちらからでも結構です。

○粕谷照美君 いま世耕委員がおっしゃいましたけれども、お産の休暇は三カ月でございますし、それぞれの県によって条例がありまして六週間八週間あるいは八週間八週間、違いますけれども、大体平均して三カ月というふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、各県ではどうかといいますが、文部省の方ではそのような理解でもって配置をしないという態度でおりますけれども、各県は自分の学校がよく見えるわけですから、もうすぐそこに学校があるわけですから実態がよくわかります。特に県よりは市町村がよくわかるものですから、市町村独自でもってお金を出したり、県独自でもってお金を出したりしまして、これはまさに超過負担の最たるものだといふふうに思いますけれども、学校の教育をきちんとしていかなければならないという観点に立って配置をしているわけ

です。具体的な例を申し上げますと、東京では行政区ごとに一名を増加して全員正規の職員でもって出しているわけですから、いわゆる民間の工場、会社でいえば本工と臨時工などというふうな差がないわけですね。けれども、一名ですと、品川区なら品川区に四名の事務職員の出産があれば、どうしても三名はアルバイトを頼まなければならぬ。これは賃金職員でもって出すという形になっておりますし、群馬、山梨あるいは静岡な

どというのは全部これアルバイトになっていきますが、静岡の実態でいえば一日二千六百円、土曜日ですと千三百円、そして通勤手当ですと日額最高二百二十円というふうなことで、みんな県で努力をしております。それから、群馬あたりになりまして——市町村で努力をしているわけですが、群馬あたりは特に県で二分の一持ち、市町村で二分の一を持ちますという措置をしております。それから長野などは、これは私はちょっと問題があるというふうに思いますけれども、全体の定数の中から何%か抜き出しておきまして、その人をお産代理専門であちらこちらに派遣をしていくというふうな形をとられております。

○世耕政隆君 これはわかりましたんですが、どうして、この法案何回も出てくるんだけれども、私もこれはこれに関して反対する大きな理由というのはまあ余り考えられないんですが、なぜ流れてしまうのか。お産してくれればいいんだけれども、どうして流産してしまうのか。(笑)この点を文部省と、久保先生でもどちらでも結構です、お答えくださいませんか。

○説明員(古村澄一君) 学校にはいろいろな職員がいるわけでございます。御指摘の事務職員は、もちろん教員はおられますけれども、学校栄養士の方あるいは給食を調理される調理員の方あるいは用務員の方といった方がたくさんおられるわけでございます。そこで、そういう点で事務職員に対してこういう制度を認めることがほかの職員との関係をどう考えるかということがやはり大きくなる。ということは、学校だけを見ましてもそれだけ職員がいます。教育委員会の職員とそれでは学校の事務職員との差はどこにあるのかというふうなこともございます。そういう点で、ほかの公務員とのつながりが非常に大きいという観点から、私たちは消極的に考えております。

は非常に全会一致の超党派の御理解をいただきまして、参議院では本会議でも全会一致可決されたことがございます。この法案がなぜ通らないかという事になれば、参議院におけるような御理解を衆議院において各党派がいただけたことにはあつたのではなからうかと考えております。今回はぜひひとつ、世耕先生のような御理解ある態度を各党派おとりいただきまして、全会一致でこれを御支持くださいますならば、この法案は流れることはなからう、こう考えております。文部省の方は非常に消極的な意見と述べられておりますが、このことは私どもとしては非常に問題があると考えておりますが、本来は文部省自身がそうすべきであつたのであります。文部省の方が積極的にお考えいただけませんので、私どもはこれを議員立法として皆様方の御賛成を得て成立させて、そして文部省もぜひこの法改正に基づいて執行をしていただきたい、このように考えておるわけでございます。文部省の方には他の行政官庁、一般行政職などに関するいろいろな御配慮から、大蔵省に対する御遠慮もあるようでありまして、そのようなことよりも文部省はやっばり学校をどうするか、教育をどうするかという立場に立つて毅然たる態度でこういう問題には対処していただきたいというのが私どもの願ひでございます。

○世耕政隆君 つまり、教育関係事務と一般のほかの事務とどこに違いがあるかというお考えが中心になつていろいろな論議がされているようにございますが、教育者とか教員というのをも元をたせばただの人で、基本的な人権からいくと何にも変わりはないわけで、めしも食うし、酒も飲むし、遊ぶだらうし、寝るだらうし、教員も普通の人もちつとも変わりがないわけで、だから、教育事業に参加している事務職員とはかの一般業務に参加している人との間にどれだけの違いがあるかという考えの上で立つと、この問題なかなかにいろいろむずかしくなるし、いろいろな考え方があつたかと思つたのでございますが、私はやっばりこれ一つには、そりういったらんな考え方から、片方では対等、

均等とか平等とか、そりういもの考えの上で立つたらうし、片方では教育という特殊の問題からお考えになつておられるだらうし、ぼくはやはりどうしていままでこの法案がずつと流産ばかりして、さつぱりお産にならなかつたかといひますと、大局的な大きな立場から見なかなかにこまで到達できないといふところに大きな問題があつたかと思ふんでございますが、どうですか、この法案が実際に成立したとしますと、ほかに関連してくるんでございますが、自治省あたりは地方公務員や何かの方のあれを扱っている立場でどのくらいの一休財源とか、それから予算とか、あるいはいろいろな細かい人事の配慮とか、そりうものをしなければならぬか、ちよつとお聞かせ願ひたい。

○説明員(坂弘二君) お答えいたします。学校職員以外の職員で地方自治体で現在勤務しております女子職員でございますが、これはちよつと最近の資料がございまして申しわけございませんが、四十八年四月一日現在で当省で調べましたところによりますと、二十三万三千七百六十二人おります。学校以外でございます。それで、出生率などの程度になりますか、仮に〇・〇五二〇くらいと考へますと、一万二千五百四十四人ぐらゐが産休者になるのではなからうかと考へております。それに対してどの程度の財源が必要かという御質問でございますが、こういう問題いとお伺ひしましたので、ちよつと計算手元を持っておりません。

○委員(久保直君) 私ども提案いたしました側で試算をいたしましたところでは、大体本法施行に要する経費は、該当者を国・公立合わせ年間一千人余りと思つておりました。経費は約一億九千七百万円の国費の負担とならう、こう考へております。それからお、世耕先生が述べられましたように、私どもも学校教職員が特殊な地位を持つからこれを要求しているのではございません。ここは学校教育の必要性からそのことを要求をしてい

るのであります。学校教育を円滑に遂行していくために、そして相手が生きた人間であります。この教育を遂行していく上に必要なものとしてこの制度を求めているのでありまして、この制度が将来他の職種にわたつて拡大されるといふことは、これは私は将来は必要になつてくることであらうと、またそりう思つております。しかし、いまはとにかく学校教育の現場がこのことを必要としておられるのでありまして、これを解決しなければ教育の現場に現実に大きな支障が起きてくるじ、そしてまた、女子の事務職員が非常にそりうう面では困難な立場に立たされておられるという状況を勤務の実情から御理解をいただきたいというものが、私どもの今日これを学校教職員の産休補助法案の改正をお願いしている、差し迫つた私どものお願ひなのであります。

○世耕政隆君 よくわかりました。私の質問はきょうはこの程度で、この件に関しては十二分に慎重にこれから質問申し上げていきたいと思います。本日はこの程度で終わらせていただきます。○勝又武一君 まず最初に文部省にお伺ひします。小・中学校の事務職員が一名しか配置されていない、県費負担で、人数でなくて、校数に対して何%なのか。それから一人も配置されていないというの、同じような方法で何%なのか、お答えいただけますか。

○政府委員(諸沢正道君) 事務職員の定数充実につきましては、御承知のように、昭和四十九年度から始まりました現在の五カ年計画のつまり五十三年度までの最終計画において全小学校、全中学校の七五%、つまり四分の三の学校に各一名ずつ置くというのがいまの五カ年計画の目標でございます。したがういしまして、現時点におきましては、大体、正確な数字ではございませぬけれども、事務職員の配置率は六〇%ぐらゐであらうというふうにお考へておるわけであります。

○勝又武一君 私は正直に言ひまして、この義務教育の場合における学校事務職員が一名もない小学校、それから一名しかいない学校、こういう状況

況において非常にいま大変だということを知りまして、この点については文部省も余り異論はないと思ひます。そこで提案者にお伺ひいたしますが、現法制上の問題といたしまして、教員と学校事務職員、この取り扱ひの違いと同じもの、これらについてどの程度になつておられるのか承りたい。

○委員(久保直君) 質問の御趣旨がもし違ひましたらまたお尋ねいただきたいと思つておりますが、いま学校事務職員と教育職員との間には、先ほど文部省も答えられましたように、給手の体系が一つ違いがあります。それから特にお伺ひしたいところは、いま改正をお願いいたしております女子の事務職員の立場に立つて言ひますならば、いま改正をお願いいたしております産休の代替要員を確保してもらえないという問題で、その違いがあります。それから育児休業制度にも事務職員の場合には乗せてもらつてはおりません。そりう問題で、同じ学校の職場の中で非常に多くの問題があります。むしお話しございましたように、一人で勤務している者、一人で何校かを受け持つておられるという場合には、産休もとれないというふうな状態は教育職員の場合よりも私は事務職員の場合の方が非常に問題があるのだと考へておりますから、むしるごちうの方が先行してそりう問題が解決されるべき必要があつたのではないかと考へておる問題が未解決でありますことは大変学校の現場の立場から見ますならば矛盾したと考へております。

○勝又武一君 いまの点はお聞きをしたかたことでありまして、よくわかりました。そこで先ほどの世耕委員の御質問に対する文部省のお答えの中で、学校事務職員が一般の事務職員、行政職の職員と大体同じようなことをやっているんだというふうなお話文部省からありましたが、この点については私も教育現場の経験の中で、文部省というのはその程度の理解しかないのかというようにきょう本場にびつくりしました。

そこで提案者にこれは具体的にお聞きしたいんですが、というのは、提案理由の中に提案者は幾つか挙げられていらっしやいます。いわゆる一般事務のほかは、「一般的な事務として文書・統計・給与・経理事務」これら以外にこの大きな二つ目として「直接子供にかかわる事務として」云々というのがあります。「教材教具、施設設備及び就学奨励などの事務、さらには地域の父母にかかわるPTA諸活動への援助など、きわめて多方面にわたっており、」という提案理由が書かれておりますし、「さらに、これらの複雑多様な学校事務を適正に行うためには学校教育の理念、教育内容、教育行政の仕組み及び子供の学習環境の把握など、学校教育に関する深い知識・教養が要請されており、一般行政事務とは別の意味での専門性を持たなければならぬのであります。」とあります。私はまさにこのことはこの提案理由のとおりだと思いますけれども、さらにそういう特殊性なり、具体的にもっとそういう点を、重点的にこういう点があるんだ、あるいはこういうことをこの提案理由の中に書いてあること以上に強調したいんだというような点がありましたら補足的に提案者から御説明を願いたい。

○粕谷照美君 私には新潟出身ですけれども、新潟地震のときのことを思い出してみたいと思っております。

ぐらぐらとこう来ましたときに先生たちはまず一番最初に何を考えたかと言えば、やっぱり子供たちを安全な場所に連れて行くこと、これが第一でした。しかし、その地域においては大変な状況になっていたわけですから、家に帰すことができなかつたために先生方は子供たちと一緒に野宿をしたわけですね。そのときは学校事務職員は学校の事務だけやっていたらいいんじゃないかという状況ではありませんでした。一緒にになって露の中を子供たちと一緒に寝て、そしてお父さんやお母さんに翌日引き渡して、ああよかつたねと言って、こう言って帰っていくわけですから、やっぱり学校の教職員であるということは、教員も事務

職員も同じなんだという考え方を第一に持たなければなりません。

第二番目に、県庁や市役所に勤めていらっしやるそういう女子職員と学校事務職員はどういう仕事の違いがあるかと言えば、私のところに来た高校生卒業生、十八歳の事務職員が五月に泣き出しまして、何で先生方は月給をもらうのだからと、こう言いました。それはなぜかと言ったら、月給の事務がもうまことに複雑で、非常に大変で、それこそ初級試験に受かったというだけではなかなか学校の事務というのは簡単にできないんだということをおわかっていただきたかと思いましたが、市役所や県庁に行きますとそういう事務になれた先輩の人たちが何人かいらっしやあって、どこかに必ずそういうことを教える方々がおられるわけですからある程度習熟していくわけなんです。ところが、教員はそういう訓練を受けておりませんから、みんなその事務職員の肩にかかってくる。したがってその人がいなくなったら何にも動かないという実情があると思っております。

三番目に、私がおりました新潟の宮浦中学校にいられた某校長の最初のあいさつを私は思い出してはじめてお忘れのことではございませんが、私のことを先生方はみんな帳簿校長と言います。なぜかといいますと、文部省の法律や規則に書いてあるそういう帳簿をそろえるだけで百四十何冊必要だ、このところには全部分けて仕事をするとすることは容易なことじゃない。最初に百四十何冊かそろえるけれども、しかし半年たつともうその帳簿は全然ほこりをかぶって動きませんといわれますけれども、それらの帳簿を今度は事務職員が全部めんどうを見なければならぬわけですから、非常に多様なものがあるというふうに思っております。特に事務職員については何でもかんでもやらなければならぬといったのがいまのその百四十何冊かの帳簿になると思いますが、女の先生の産休法ができた時代には私も学校におりましたけれども、校長を退職した方だとか、あるいは役場の吏員を退職した方々が入っております。自治法でい

えばそれでよかつたわけですが、これが昭和三十八年に取つておられたからいまのような制度になりましたけれども、ちょうどその時代というのは日本の高度経済成長時代でございました。ですから、大変な人口急増地帯があらちちらに出てきたと思っております。そのときには、一年間に二百五十人も生徒が出たり入ったりするわけで、それらの事務にしたって非常に大変です。学校安全会もその当時できてまいりました。それから、学校給食なんかも出てまいりましたし、いわゆる教育振興法によって理振法、産振法、非常に複雑な事務といふものが出てまいりました。文部省もなかなかいい統計を出してくださいますけれども、最近の文部省の指定統計の事務だつて非常に膨大なものになっております。これらがほとんど事務職員のところにかかっています。義務教育教材整備十年計画なんといつて、教材費などもいろいろ出さなきゃいけませんけれども、ほとんど学校予算がいつでも出るわけじゃないです。それから、その間の苦勞などというのも大変です。あるいは教科書無償、これらに関する仕事なんかにしてももう本当に大変なんです。ですから、幅広く何でもかんでも知っておかなければならないというのが事務職員の仕事。

そのほかに、電話の取り次ぎからもう来客――文部大臣が来られるという大変な接待などというわけですね。そのほかに、PTAの接待などというのがありますから何でも屋の事務職員の仕事というものはいわゆる行政のところいらっしやる事務職員とはちょっと異質なものであるのではないかと、このことを思っている次第です。

○委員長(吉田実君) 関連質問を許します。宮之原君。○宮之原貞光君 先ほど来のいろんなやりとりを聞きながら、私は人確法が成立したときの衆参両院の附帯決議を思い出しておるんですが、そのときには御承知のように、その附帯決議の中には学校事務職員の待遇改善の問題についても、言うならば一般教職員と同じようにひとつ考慮す

べきだという意味の附帯決議が出ておるんです。大体附帯決議が出る、一番最後に文部大臣が立つて、御趣旨に沿って努力しますと、こうそれぞれ言っておるんです。こういうことは、これはいわゆる事務職員が身分上は法律上は一般行政職でも、一般行政職とは違つていわゆる学校事務職員としての特異性がある。非常に教育の面についてもこの人々の待遇を改善するということが非常に重要だといふ、この面を私は重視したから、この附帯決議が上がつていると思うんですけれども、先ほど来の課長の答弁聞いておられます、そこら辺のいろんな行政職の人と全く変わらぬようなお話なんですけれども、だとするならば、一体文部省は大臣の答弁したところの附帯決議に対するところの趣旨に沿って努力をしますというこのことは、一般行政職と同じだという理解に立つてやりますと、こう申し上げたんですか、ぼくはちょっとやっぱり初中局長にすっかりその点は聞きたい、そうなかつたはずなんです。

○政府委員(諸沢正道君) 人確法の審議の過程で、いま御指摘のように事務職員の問題が処遇改善として出たわけでございます、その際、文部省の答弁としましては、事務職員の処遇改善について三つのことを考えておる。

一つは、事務職員の等級格づけの問題として四等級まで格づけできるようにこれを配慮しようという点で、これをすつと以前から通知を出しておつたけれども、なかなか全部道府県で実施されていないのでそれを実施しよう。それから超過勤務手当を実績に応じて、実績どおりに支払うように指導します。それからもう一つは、事務職員がやっぱり一校一名ということで任用配置上の適切なポストを用意するというのがむずかしいという点がありますので、そういう点についての配慮を検討するといふ三点であつたかと思つておりますが、それはその後引き続き指導してきたわけでございます。そしてもう一つ、そのときの話として事務職員

のそれでは実態についてよく調査をしてましましう。そしてその調査の結果に基づいて一般事務職員と比較してどういふふうな処遇がなされておるか、それをもう少し明らかにしましょうということでの調査を実施いたしました。現在これは集計分析中でございます。そしてその結果を待つて実際にこの学校の事務職員と一般の事務職員との間に処遇上の不公平があるということであれば、それはその事実をもとにして各地方団体に是正改善をすべく指導します。こういうことで現在までやってきておる、こういうことでございます。

○宮之原貞光君 いまあたは待遇改善という問題をいわゆる給与の格づけの問題とか、それだけに限っていま強調してありますが、そのときの状況はそうじゃないですよ。やはり身分上、法制上の違いはあるけれども、一般教職員が受け取るべきのいろいろな待遇、処遇というものに準じて努力をしましょうと、こういうことが縮めて言えれば当時の奥野さんの答弁なんです。したがって、そういう点から見ればいま局長の答弁されたところのそのこともさることながら、いまこの議題となつていふところの問題の一つもやはり事務職員の待遇をどうするかという問題の一環であるといふことは間違いないんですよ。それはそれ、これは別なんだというふうにもし理解されておるとするならば、全くあのときの附帯決議をあなた方はき違えて自分たちなりの有利の方だけに解釈しておるものと言わなければなりません。少なくともその当時のそのことを尊重するのなら、先ほどの答弁のようなけんもほろろな話は私ほできないと思つておる。その点はやっぱり篤と考えていただきたい。関連質問ですから、そう多くは申しませぬけれどもね。

○委員以外の議員(久保亘君) たいま御質問がありましたことに関連をして、私はこの法改正についてぜひ御理解をいただいております。それがあります。それはすべての女子職員は法律に基づいて産休はとれるのです。学校事務職員だけが勤務の実態からとれない困難な状況にあるのだという

ことを理解していただきたいのであります。だから学校事務職員に特別な待遇を求めているものはありません。学校事務職員に法律に基づく産休が安心してとれるようにしてほしいというのがこの法改正を求めている趣旨なのであります。そのことをぜひ御理解いただいて、そして安心してとれるようにするために教育職員と同じ制度に乗せさせなければならぬようになるのだということを御理解をいただいでこの法改正に御同意をいただきたいと考えております。

制度をつくつても、しかし該当者がいるかというお話でありましたが、制度をつくつて教員の産休代替教員と同じような給料の制度をきつとしてみれば、予算を組んでもらえば代替者は私は容易に得られると思つております。経験者は私はいおられるのであります。だから、私どもはこの法案で、繰り返し申し上げますが、決して学校事務職員を特別な待遇にしてもらいたいということをおっしゃるのではありません。一般の女子職員と同じように産休が安心してとれるように、そして学校の中で働いている教育職員と同じように処遇してもらえようようにしてください。そういう学校事務職員の要求をこの法改正で実現してあげたい。こういうことでお願いを申し上げます。

○勝又武一君 少し観点をかえまして提案者にお聞きをいたします。なぜこれが通らなかつたかという点がありましたが、学校という同じ職場で、しかもいままでいふん議論されて明らかにになりましたように、教育上重要な職務を遂行している学校事務職員について、例の教員の産休法のときになぜ一緒にやらなかつたのか。そのときの大きな理由は何だったのか。これが一つです。それから同様に実習助手の女子の場合ですね。女の実習助手の場合に同様拡大された時期がありました。この時期にも学校事務職員について適用がされなかつた理由は何だったのでしょうか。○粕谷照美君 教員のお産の代理を必ず入れな

いという法律ができたのは昭和三十年だったわけですから。そしてそのときには教員だけではなくて寮母さんが入つておりました。寮母さんも該当していただけた。このときには免許職員と非免許職員であるこの事務職員の差というものを歴然とあらわした法だということで大変な批判があつたわけですが、この時代には、先ほどお話を申し上げましたように、この事務職員の数が非常に少なく、それも特に退職をした校長先生だとかあるいは校長先生だとかあるいは役場の吏員の方々がなられておりましたので子供を産まないわけですね、おじいさんの方々が多いわけですから。ところが、三十八年にいわゆる自治法百七十二条が取りかわられて若い方々がどんどん入るようになってきてから、これは大変だということになってきたというのが事実だろつたということになります。そのときに、では教員だけではなくて事務職員を入れるという声があつたかと言へば、なかつたのではなくて出ていたんですけれども、非常に小さかつた、少なかつたということが言えると思つておられます。けれども、そういう声があつたと思つておられます。昭和三十六年にはこの法律を一部改正いたしました。幼稚園にも該当させるようにいたしました。そして、幼稚園がどんどんふえてきて若し先生がふえてきたものですから、そういう声が出てきて法律が変わつてきておられます。さらに三年たつちまして、三十九年の七月には、どうもそれだけでは足りないから実習助手にもこれを該当させてもらいたいという声が出てまいりました。そして実習助手にも該当してきたということになっておられます。ここにあります文部省の統計要覽を見てもみますと、教員というのは一体どういふ人たちが教員かと言へば、それは校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、そして講師ですね。これらの方々は全部その産代法に適用されておられます。では職員の方で適用されているのはだれか、どういふ人たちかと言へば、事務職員、学校図書館事務職員、技術職員、実習助手、養護職員、用務員その他と

あるこの職員の中で、実習職員のみ適用されているわけですね。ですから職員の中でも適用されている層とされていない層があるわけですね。その中でいま一番人数も多いし、特に大きな影響を与えているこの学校事務職員について適用してほしいというのが今回の法律改正の要旨でございます。

○勝又武一君 法の適用がないために、各県段階で独自の代替措置を実施しているという世耕委員に対する提案者の答弁がありました。これは何か静岡の例を引かれておりましたので、これは私は自分の県なのでよくわかるんですが、静岡の場合でございますと非常にやばい不完全なんです。通勤手当が出ていてもバス代にもならない。せいぜい三分の一ぐらいしか、実費にはほど遠い、あるいは額もきつめて不十分である。こういうような点から各県のとっている代替措置というのが不完全だと、こういうことが一つあると思つておられます。日給制なり通勤手当の問題なり、その他待遇の問題なり、そういう点がありますので、先ほどの御答弁がありました。さらにそういう点で補足をすることがございましたらお聞かせいただきたいと思つておられます。

○委員以外の議員(久保亘君) いまお話がございまして、自治体において私どもが提案理由の説明で申し上げましたような立場から、これはどうしてもやっぱり置かなければ学校教育が円滑に遂行できないというところで、自治体が、国が制度をつくつてくれないために、やむなく制度をつくつていふところがあります。しかし、その場合でもいまの地方財政の実情から、制度のつていふ教員の代替の場合のような給与を支給することができません。それで静岡県の場合でも期末、勤勉手当も支給されず、通勤手当は日額最高二百二十円というので実情のようでございます。それから基準単価も非常に教員の代替制度の場合と比べて安いです。安いです。そういうふうな状況でございます。せつかく自治体が苦心してつくつてくれない、なかなか代替者を採ることが困難な場合も多いのであります。だから、これを教員

の産休における代替制度と同じような制度にするならば、私はそれを代替者も経験の豊かなすぐれた人を探ることが出来るだろうし、学校事務職員はこの仕事も非常に順調に進んでいくだろうと、こう考えておりました。いま御指摘のとおり、自治体が必要を認めてやむなくやっております制度は、これは一日も早く法改正をやつて国の制度にのせてもらいたいという強い要求を自治体からあわせているものだと、私もはこう考えております。

○勝又武一君 それでは文部省に二、三お伺いたします。

提案理由の中にも明らかですが、この男女比率は女子が圧倒的に多いとされています。そして、それに加えて私は若い女子が増えている、いわゆる若年化の方向が相当顕著だといふふうに思いますが、この点については文部省はお認めになりますか。

○政府委員(諸沢正道君) 先ほども柏谷議員からも御答弁がありましたように、女子の事務職員がふえ、それも年齢も若い方が相当ふえているというの事は事実だろうと思つております。

○勝又武一君 さらに先ほど明らかになりましたが、一人しかいないというこの仕事、それから仕事の特殊性、こういう点で代替者によらない教員での交代、こういうことはきわめて困難だといふように考えますが、この点はいかがですか。

○政府委員(諸沢正道君) 一人しかいないし、その仕事が非常に多岐にわたつておつてなかなかお骨折りが大変だといふことは、これも事実だと思つております。

○勝又武一君 それではこういう、きょうも幾つか明らかになっておりますが、現場の実態ですね。一般事務とこの行政事務の方と大体同じじゃないかというふうなお考えのうちで特に私が不思議だと思つてお聞きしているのは文部省です。それから教育の実態よく御承知だと思つてお聞きするところ、たとえば産休中でも問い合わせ

が殺到するといふような事態があるわけですね、産休中の学校事務職員の方に。病床にまで、出産の前日まで産院へ仕事についての問い合わせが頻繁にあつた。それからこの産休期間の間に年末調整の事務にたまたまぶつたつと、これはもう毎日出勤せざるを得なかつた、産休の学校事務職員です。特に給与の担当をしていない場合にはなおさらこのことが他のかわりの者にはできないといふ、この代替をやつていない場合ですね。それから産休が終わつて出勤したら一週間毎日超勤をせざるを得ないほど仕事が山積みして、こういうような実情が訴えられるわけでありまして、こういうような実情が訴えられるわけでありまして、同じような教育現場の実態についてはどうお考えになっているのか。あるいはこういうことは改善をする必要がないのか、なくていいと思つていらつしやるのか。この点について承りたいわけですが。

○政府委員(諸沢正道君) 学校の女子事務職員の立場なり、仕事の内容なりというその点は御指摘のとおりだと思つております。したがつて、そういう点も含めて検討をするといふことはもちろん必要なんです。ただ、そういう一般の制度上は事務職員でございますが、事務職員というのは学校の事務職員のほかにあるかないかという点でございますが、たとえば教育委員会にしましても、町村の教育委員会ということになりますと、非常に規模の小さい教育委員会では事務職員の数もきわめて限定されております。したがつて、そこにおります女子の事務職員という立場はどうであるのか。あるいは同じ学校に勤める女子職員にしましても、事務職員ではないけれども栄養職員といふのがございます。学校給食の栄養関係を担当するわけでありまして、これも一人でやつておられるわけでございます。代替性が無い。この人たちもかなり若い婦人もおられるといふことでございまして、そういうことを考えました場合に、従来もこの問題について文部大臣が政府としての見解を聞かれました場合にどうお答えしておるかと言いま

すと、御承知と思つても、政府としては一般類似の事務職員との関連においてにわかに養成しがたいと、こう言つておられるわけでございます。この問題を学校の女子事務職員だけの問題としてとらえるのか、あるいは政府としてはどこまで波及するのかが、あるいは政府としてはどこまでこの検討がまだ結算が出ていないということからいたしまして、にわかには養成できないといふこととで今日まで来ておられるわけでございます。その御理解をいただきたいと思います。

○勝又武一君 自治体がとつている代替措置は誤りだと思つていらつしやるんですか。それとも、不十分でも適切だといふふうに思つていらつしやるんですか。

○政府委員(諸沢正道君) 産前産後の最低六週間の有給休暇というのは労働基準法で認められた強力のある規定だといふふうに私は承知いたしておりますから、それをやらせる場合に、自治体として必要がどうあるかといふ場合には代替措置を自治体でやっておるといふ場合もそれは当然あるんではないかと考へておられるわけですが。

○勝又武一君 提案者も再三答へられていらつしやるんですが、私もそのように理解しますが、法律に基づく産休さへ学校事務職員の場合に十分とれない。こういう実情については、文部省としてはこの実態をどうお考えになつていらつしやるんですか。

○政府委員(諸沢正道君) 重ねて同じような答弁になりますけれども、いま申しましたように、その問題を学校の女子事務職員だけに限定して考えるのが適切かどうかという課題がございまして、ずっと引き続き懸案の課題として検討をしておると、こういうことでございます。

○勝又武一君 それではいま二、三文部省からありましたが、この文部省の見解について、提案者としてはどういふような御見解をお持ちになりますか。

○柏谷照美君 私は、他との均衡といふことを文部省の方で言われておりますが、たとえば週休二

日制について、お役所の方でやりますと、それは学校事務職員については、これは純然たる教職員じゃなくて学校事務だけやつておられる人ですから、同じように学校の中においても週休二日制やります。それから言葉にはなつていないと思つております。明らかにもう学校の教員と同じように勤務をしてほしい、してもらわなきゃ困るというお考え方に立っているのではないかと考へておられます。いまのところおかしいのではないかと考へますし、たとえば学校教育法二十八条で言えば、小学校には、校長、教頭、教諭、事務職員を置かなければならないと、こうなつておられるわけですね。だから、原則は置かなきゃならないのに、ただし書で、「特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる」と、こうあります。そうすると、事務職員と教頭は平等の立場で置かないことができるはずであるにもかかわらず、今日この教頭の数といふのはほとんどすべての学校に置かれておられますし、中には複数配置といふことが行われておられます。事務職員については教頭ほどのあれを持っていない。そんなことを考へてみますと、明らかにやつぱり政策的なものが考へられるわけですから、政策として学校事務職員をこのようにしよう、全校配置にしていききたい、大きいところは複数にしていきたいといふ、それは教育をよくするためだといふ考へ方がとられるのであれば、この法律は通つていくといふふうに理解をしております。

○勝又武一君 それでは最後に提案者にお伺いをいたします。

すでに質疑で明らかになりましたように、当法案は長い年月にわたつての教育現場からの切実な要求であり、声だと思つております。同時に参議院でもすでに全会一致で決定した経緯もございまして、先ほどの自民党の世耕委員の御発言によりまして、自民党としても反対の理由は余りないんだと、こういう表明もございました。日常の教育活動から言いましても、きわめて私も緊急度の高いものだと考へます。超党派での一致した提案でも

ありますし、この法案を一日も早く成立できるようにすべきだというように考えますが、最後に御見解を承りたい。

○委員以外(久保巨君) いまの御質問にお答えいたします前に、先ほどこの問題については文部省としても学校の女子事務職員の問題として考えるならばということ言われておるわけでありまして、その場合にはこれはよく理解できるという言葉を本日は述べなければならぬと云うことが、そこをどうしても文部省として言えないところだろうと私は思っております。それで他との関連ということについては文部省がそれほど力説してお考えになる問題ではなからう、文部省は学校の実態に対応する制度をおつくりになることが必要であらう、こう考えております。で、そういう意味では、文部省が積極的な姿勢をこの問題についてお示しになることがいまま必要だと考えております。

私は、この問題は十年を経過する問題であります、このことについては、きょう御出席の中にも元文部省の事務次官をなさった方もおられますし、大学の学長さんであった方や、現に学長である方もいらつしやいます。教育の関係者の方がたくさんおられるのでありまして、学校事務職員が置かれてある実態ということについては専門的に十分御承知になっていることでありまして、この問題は決していろいろ政治的な主張によって論ぜられる問題ではございません。この問題については、それこそ日本の学校教育現場の問題として、もう何人も異論のないところとして速やかにひとつ皆様方がこの法改正について御賛成をいただいで、そしてぜひ今国会において衆議院においてもこれを審議可決していただくように積極的な御努力をお願いしたいものだと思つて希望をいたしております。

○委員長(吉田実君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(吉田実君) 教育、文化及び学術に関する調査を再び議題といたします。

この際、便宜私から、各派の共同提案にかかる青少年の麻薬・覚せい剤等乱用防止に関する決議(案)を提出いたします。

青少年の麻薬・覚せい剤等乱用防止に関する決議(案)

近年、麻薬・覚せい剤等を乱用する青少年が増えつつあることは、健全な青少年の育成上由々しい問題であることを認識し、これを防止するため、文部省、総理府、警察庁、厚生省等関係行政機関は協力して次の措置を講ずべきである。

一、麻薬・覚せい剤等の不法手段による国内流入とその使用により、害毒がひろがりつつあることにかんがみ、医療用以外の使用の取締りと防止対策をいっそう強化すること。

二、学校教育において、麻薬・覚せい剤等の使用が精神・健康に及ぼす悪影響について、実例をもつて科学的に深く理解させるとともに、これを使用しないよう指導の徹底を図ること。

三、社会教育その他あらゆる機会を通じて、地域・家庭に対する麻薬・覚せい剤等のおそろしい実情の周知徹底にいっそう努め、家庭における教育・指導の強化を図ること。

右決議する。

以上でございます。

本決議案を本委員会の決議とすることに御異議がございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉田実君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

ただいまの決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。海部文部大臣。

○國務大臣(海部俊樹君) 麻薬・覚せい剤等の社会的蔓延に伴い、青少年への影響が憂慮されて

いる折から、このたびの御決議はまことに時宜を得た意義深いものであると考える次第であります。

文部省におきましては、従前から各教科、道徳、特別活動等の学校教育全体を通じて児童・生徒の心身の健康に関する教育の充実を図るよう指導しており、また社会、家庭及び関係諸機関等との協力により青少年の健全育成に努めてきています。

本日の御決議を十分に踏まえ、今後一層関連施策の充実に努力をしまいたいと存じます。

○委員長(吉田実君) 本調査につきましては、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

十月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、義務教育諸学校の教科用図書は無償給与等存続に関する請願(三三三九号)(第三八四号)

一、学校災害救済制度の拡充に関する請願(第三四一号)

第三三九号 昭和五十二年十月十八日受理

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与等存続に関する請願

請願者 長野県岡谷市本町一ノ一ノ三三 曾根原弘人外七十五名

紹介議員 多田 省吾君

理由

教育の機会均等及び義務教育の無償は、憲法第二十六条にうたわれ、国民の多くは、そのより一層の普及を期待している。なかでも義務教育諸学校の教科用図書の無償配布は、父母の教育費負担を軽減させ、教育の機会均等及び義務教育の無償に大きな成果をもたらしている。しかるに昭和五十

三年度の国の予算概算要求期において、教科用図書の無償を改め有償化が検討されている。

第三八四号 昭和五十二年十月二十日受理

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与等存続に関する請願

請願者 長野市箱清水一、八九六 山本薫 夫外千二百二十名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第三四一号 昭和五十二年十月十八日受理

学校災害救済制度の拡充に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 赤松泰

紹介議員 青井 政美君

学校教育の重要性と学校災害の特殊性を考慮し、学校災害救済制度を拡充するよう、これが抜本的改善を強く要望する。

理由

近年、学校災害による児童生徒の死傷事故が逐次増加傾向にあり、これらの補償問題をめぐる紛争のため学校教育の正常な運営を阻害する事例も見受けられる。従つて、学校災害救済制度の拡充は、目下の重要課題となつていゝ。現在これらの事故に対して日本学校安全会の救済制度があるが、十分な措置とはいへないものである。

第三三九号 昭和五十二年十月十八日受理

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与等存続に関する請願

請願者 長野県岡谷市本町一ノ一ノ三三 曾根原弘人外七十五名

紹介議員 多田 省吾君

理由

教育の機会均等及び義務教育の無償は、憲法第二十六条にうたわれ、国民の多くは、そのより一層の普及を期待している。なかでも義務教育諸学校の教科用図書の無償配布は、父母の教育費負担を軽減させ、教育の機会均等及び義務教育の無償に大きな成果をもたらしている。しかるに昭和五十

三年度の国の予算概算要求期において、教科用図書の無償を改め有償化が検討されている。

昭和五十二年十一月十七日印刷

昭和五十二年十一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W